

第三部 企画部

第一章 概 説

第一節 組織等の変遷

平成十四年四月現在の企画部は、企画課、地域創造課、情報政策課、交通政策課、統計課の五課一地域機関で組織され、職員数は百三十三名であった。

以後の主な組織の変遷は、次のとおりである。

平成十五年四月、部局再編に伴い企画部を解散し、企画課は廃止、地域創造課、情報政策課、統計課を総務部、交通政策課を土木部に移管した。あわせて、新しい県政を創造するため、部局を超えて即応性・機動性を発揮できる組織として、第一課と総務部から移管された広報課からなる特別政策本部を設置した。

平成十六年四月、特別政策本部を廃止、知事の直近下位の内部組織として理事（企画担当）を設置するとともに、二十一世紀の新しい群馬県をデザインするため、第一課を廃止して新政策課を設置、総務部からNPO・ボランティア室を移管した。

平成十七年四月、NPO・ボランティア室をNPO・ボランティア推進課に改称した。

平成十八年四月、総務部地域創造課から土地利用・水循環に関する業務を移管し、土地・水対策室を設置した。

平成十九年四月、新政策課の課内室であった世界遺産推進室を、課相当の室へ変更した。

平成十九年十一月、理事制の廃止・部制の導入により、理事（企画担当）を廃止し、企画部を設置した。

平成二十年四月、企画部の機能強化を図るため、新政策課を改編・強化して企画課を設置、地域創造課や市町村課等が所管する地域振興業務を移管して地域政策課を設置、総務部から情報政策課と統計課を移管するとともに、生活文化部にNPO・ボランティア推進課を移管した。

平成二十一年四月、世界遺産推進室を世界遺産推進課に改組した。

平成二十二年四月、重要施策の検討、調整等を行うため、総合政策室を設置した。

以上の変遷を経て、平成二十四年三月現在の企画部は、

六課二室二地域機関で組織され、職員数は百四十六名と
 なった。

歴代の企画部長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
企画部長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	林 弘二
〃	自平成一九・一一・一 至平成二〇・三・三一	入沢 正光
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	石田 哲博
〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	細野 初男
特別政策本部長	自平成二四・三・三一 至平成二五・四・一	大塚 克己
理事	自平成二六・三・三一 至平成二七・四・一	大塚 克己
（企画分野担当）	自平成二七・四・一 至平成二八・三・三一	山本 明
理事	自平成二八・四・一 至平成二九・七・二七	横尾 恒夫
〃	自平成二九・七・二八 至平成一九・八・三一	福島 金夫
理事（総務担当 兼企画担当）		

理事 （企画担当）	自平成一九・九・一 至平成一九・一〇・三一	入沢 正光
企画部副部長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	井野 佳一
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	岡野 弘文

第二節 主要な施策、事業等の推移

一 総合計画の策定・推進

平成十三年三月策定の「二十一世紀のプラン」は、百年を展望して二十一世紀の群馬の考え方を提示する第一分冊（基本構想）と、当面の間、県民と県行政がともに目指すべき目標や特徴的な取組を示す第二分冊（基本計画）から構成されていた。このプランの策定から五年経過することから、第二分冊を時代状況の変化に合わせて見直すため、十八年三月、第二分冊の改定版として、「ぐんま新時代の県政方針」を策定した。この計画は、十八年度から二十二年度までの五か年を計画期間とし、選択と集中の考えを基本に、県として取り組むべき重点戦略を中心に据え、大幅に重点

化されたものとなった。

平成二十年のいわゆるリーマンショックにより、我が国経済は大打撃を受け、加えて人口減少社会の到来や加速化する少子高齢化など、大きな時代の変化に適切に対応していくため、二十三年三月、計画期間を二十三年度から二十七年までの五か年とする第十四次群馬県総合計画を策定した。先人から受け継いできた「群馬の限らない可能性」を大きくはばたかせることを基本理念とし、「はばたけ群馬プラン」との愛称を得たこの計画は、これまでの総合計画とは一線を画し、流動化する時代の変化に機敏に対応するため、経済・社会状況の変化に応じて、必要な見直しを行いながら推進することとされた。なお、この計画は、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づき県議会の議決を受けて策定された最初の総合計画となった。

二 総合政策の推進

平成二十二年四月に設置した総合政策室において、各部署の重要政策について、県政全般にわたる総合的な視点から検討・調整を行うとともに、重要課題に対する政策立案機能の強化・充実を図った。

新規政策課題研究として、「東アジア、北東アジアを中心とした海外戦略」や、「バックアップ機能の誘致」などに取り

組み、対応方針を導き出した。国等への政策提言としては、県選出国会議員との県政懇談会を開催し、国への政策要求、県の主要施策の説明、意見交換を行ったほか、県政の一層の推進を図るうえで、特に国の理解と支援が必要な事項を「国への政策要求」として取りまとめ、関係府省等に対して要望活動を実施した。また、全国知事会議や関東地方知事会議、北関東磐越五県知事会議、三県（群馬県・埼玉県・新潟県）知事会議へ対応し、国への要望や、近隣県と連携した取組を実施した。

三 地域の振興

魅力ある地域づくりを推進するため、地域づくり団体と県及び市町村で構成する群馬県地域づくり協議会の活動を通じた環境整備を行ったほか、地域力向上事業などにより、地域コミュニティ支援を行った。

広域連携の推進では、両毛広域都市圏総合整備推進協議会が公共施設の相互利用や交流イベントなどを実施し、両毛地域の一体的な都市圏の総合整備を図った。また、北関東自動車道の全線開通に向け、沿線三県で構成する北関東広域連携推進協議会が観光PRや特産品の販売などを行った。

過疎地域振興対策として、過疎地域自立促進方針・計画

を策定したほか、地域資源活用ふるさとづくり支援事業による環境整備、ぐんま山村集落機能対策研究会による振興策の議論、いきいき山村暮らし支援事業による地域の主体的取組の誘導・促進、ぐんまの過疎・山振地域活動支援隊モデル事業による集落の活性化などに取り組んだ。

山村振興対策として、山村振興計画・基本方針の策定、ぐんまの山村・都市交流事業実行委員会による「ぐんまの山村フェア」の開催、ぐんまの山村回帰支援モデル地域による首都圏への情報発信や受入体制の整備、ぐんまちゃん家における「ぐんまの山村移住相談会」などを実施した。

このほか、プロスポーツを通じた地域づくり、フィルムコミッション活動支援、防衛施設周辺整備、高崎競馬場跡地利活用検討、赤城山振興、東洋大学との連携などの地域政策・課題に取り組んだ。

四 広報・広聴の推進

情報の高度化や国際化に伴い、県民のニーズや価値観は複雑化、多様化してきた。このような変化の中で、県民に対する県政の情報発信や県民参加による行政の推進を図るため、広報の役割はますます重要となった。

広報刊行物等による広報としては、県政の主要施策や話題などを紹介する「ぐんま広報」、県政を写真で分かりやす

く紹介する「グラフぐんま」、視覚障害者向けの「点字広報」や「声の広報」を製作、発行した。また、身近な行政施策や行事などを「ぐんまちゃんの掲示板」として新聞に掲載した。

テレビによる広報では、イメージアップ広報の盛り上がりといった自治体広報を巡る環境変化を受け、様々なコンセプトの広報番組を企画し、県域テレビ放送局「群馬テレビ」で送った。ラジオによる広報では、県域エフエム放送局であるエフエムぐんまを活用し、県民へのお知らせなどを発信した。インターネットによる広報としては、社会情勢や時代の流れに合わせ、群馬県ホームページのデザインや機能の見直し、機器更新などを繰り返し行ったほか、メールマガジンの配信を始めた。

広聴事業としては、「わたしの提案（知事への手紙）」などにより広く県民の声を聴いたほか、直接対話型の広報・広聴事業として、「出前なんでも講座」を実施した。

五 情報政策の推進

情報通信技術の発展とインターネットの普及が急速に進むなか、群馬県情報化推進計画や群馬県電子県庁推進計画の策定・改定を行い、電子自治体の推進、誰もが情報通信技術の利便性を実感できる環境整備などに取り組んだ。

地域情報化を推進し、情報格差を是正するために、群馬県地域情報化推進協議会による親子パソコン教室や情報化研修会の開催、山間地域などにおける民放テレビ放送難視聴解消事業及び携帯電話サービス未提供地域解消事業、地上デジタル放送共聴施設整備事業を実施した。

行政情報化を推進するために、平成十七年にインターネットを利用した行政手続が可能となる「ぐんま電子申請等受付システム」の運用を市町村と共同で開始したほか、二十一年に庁内の地図情報の共有化、外部公開を行うシステムを稼働した。また、情報セキュリティ対策の重要性の高まりに対応し、十五年に情報セキュリティポリシーを策定した。

六 統計行政の推進

統計調査の適正かつ円滑な実施、加工統計の有効活用、統計の普及啓発を柱として、統計行政を推進した。

国の委託統計調査として、国勢調査、農林業センサス、商業統計調査、経済センサス、毎月勤労統計調査、学校基本調査などを実施したほか、県単独調査である群馬県移動人口統計調査などを実施した。

加工統計の有効活用を図るため、景気動向指数、鉱工業指数、消費者物価指数などのわかりやすい公表に努めた。平成十七年、より早期に経済成長の動向を把握したいとい

う要望に応え、県民経済計算四半期速報の公表を開始した。

インターネットにより統計情報の提供を行う群馬県統計情報システムを平成二十三年度に新システムに移行し、利便性の向上及び情報発信の一層の向上に努めた。

七 土地利用・水資源対策の推進

土地利用に関しては、平成二十四年、土地利用計画書について、人口減少及び少子高齢化の進行など社会経済情勢等の変遷を踏まえ、十四年ぶりとなる改定を行った。

水資源対策に関しては、八ツ場ダムの事業目的や事業費、工期等の変更が行われ、平成二十二年にはダム事業の検証が行われたが、二十三年、事業継続するとの対応方針が決定された。発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とする六つの交付金は十五年に電源立地地域対策交付金に統合され、地域の自主的な選択による事業実施が可能となり、使途の拡充が図られた。水力発電施設周辺地域交付金は、交付期間が三十年間とされていたが、国等へ交付金の恒久化を求める要望等を行った結果、二十三年度から十年間の交付期間延長が実現した。

八 世界遺産登録の推進

平成十五年八月に県が発表した富岡製糸場を世界遺産にする研究プロジェクトを受け、十六年、学識経験者等からなる「富岡製糸場世界遺産登録推進委員会」を設置し、富岡製糸場を核としたストーリーと産業遺産構成の検討を開始した。

平成十九年、「富岡製糸場と絹産業遺産群」が国が定める世界遺産候補リスト(暫定一覧表)への記載が決定され、正式に国内候補として認められた。

平成二十年に県と関係市町村からなる群馬県世界遺産推進連絡会議、二十一年に学識経験者からなる「群馬県世界遺産学術委員会」を設置したほか、国際産業遺産保存委員会の専門家を招いた国際専門家会議の開催などによる検討を進めた。

平成二十三年、世界遺産としての顕著な普遍的価値を「世界の絹の大衆化に貢献した生糸生産に係る技術革新と国際的な技術交流」を体現した資産群とし、構成資産を「富岡製糸場」「田島弥平旧宅」「高山社跡」「荒船風穴」とした。同年、県内に残る絹産業遺産や文化を県が登録して保存活用する「ぐんま絹遺産」の取り組みをスタートさせた。

また、構成資産の保存修理や周辺保全のため、ぐんま絹遺産保存活用総合支援補助金や緩衝地帯設定緊急支援補助金による支援を行った。

平成十六年に結成された富岡製糸場世界遺産伝道師協会や、十九年に結成されたシルクカントリーぐんま連絡協議会などによる世界遺産登録に向けた普及啓発活動は、県民意識醸成に大きく貢献した。

第二章 企画課

第一節 組織等の変遷

第二項 企画課

一 企画課

平成十四年四月現在の企画課は、企画部の主管課として、総務グループ、特定課題推進グループ、政策企画グループにより組織されていた。

平成十五年四月、部局再編に伴い企画部を解散、企画課を廃止して、特別政策本部に第一課を設置した。

平成二十年四月、企画部の主管課機能、総合計画・総合調整機能を強化するため、新政策課を改編・強化し、企画課を設置した。

平成二十一年四月、首都圏への情報発信機能の強化、ぐんまのイメージアップや知名度向上を図るため、課内に総合情報センター推進室を設置した。

平成二十二年四月、群馬の本来の姿や真の実力を効果

的にアピールし、イメージや知名度の向上を地域経済の活性化に結びつけるため、総合情報センター推進室をぐんまイメージアップ推進室に改組した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

企画課長 次長	総務予算係 (四名)	職員の身分、服務、給与及び福利厚生、文書、表彰、予算、決算、会計
	企画推進係 (三名)	企画会議、議会、民間企業との包括連携、広報、フィルムコミッション活動支援
	総合計画推進係 (三名)	県総合計画の推進、国土形成計画、総合特区、首都圏整備計画
ぐんまイメ	総合情報係	群馬のイメージアップ、

ー ジ ア ッ プ 推 進 室	(三名)	ぐんま総合情報センタ ー、各種博覧会、「ぐん まちゃん」の利用促進
科学技術振 興室	科学技術振 興係(四名)	科学技術振興、新エネ ルギー、大学等高等教育 機関連携

職 名	在 職 期 間	氏 名
企 画 課 長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	高橋 勇夫
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	岡野 弘文
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	尾藤 篤
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	武藤 敏行
政 策 主 監	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	塚越日出夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	横川 弘
科学技術振興 室 長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	上石 洋一

〃	自平成二〇・一・一 至平成二二・三・三一	塚越日出夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	塚越日出夫
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	津久井治男
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	布施 正明

二 第一課

平成十五年四月、特別政策本部に、機動的に企画の立案を行う組織として、第一課を配置した。
平成十六年四月、特別政策本部の廃止に伴い、第一課を廃止して新政策課を設置した。
歴代の課長は、次のとおりである。

職 名	在 職 期 間	氏 名
第 一 課 長	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	田中 修

三 新政策課

平成十六年四月、理事（企画担当）の設置に伴い、二十一世紀の新しい群馬県の中・長期的政策などをデザインするため、新政策課を設置した。また、課内に科学技術振興室及び世界遺産推進室を設置し、分野を超えた総合科学の視点からの科学技術振興、旧官営富岡製糸場を中心とした産業遺産の世界遺産登録を推進した。

平成十七年四月、課内に多文化共生支援室を設置し、在住外国人との共生のための市町村支援を行った。

平成十九年四月、世界遺産登録の早期実現を推進するため、世界遺産推進室を課内室から課相当の室へ変更した。

平成二十年四月、企画部の機能強化に伴い、新政策課を改編・強化し、企画課を設置した。また、多文化共生支援室の業務を生活文化部に移管した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
新政策課長	自平成一六・四・一 至平成一六・七・二一	松波 達也
理事（企画分野担当）兼新政策課長	自平成一六・八・二三 至平成一六・一〇・三二	大塚 克己

新政策課長	自平成一六・一・一 至平成一七・三・三二	山本 明
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	中澤 恒恭
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	酒匂 達雄
政策主監	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	清水 豊
〃	自平成一七・四・一 至平成一七・二・二五	温井 眞一
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	須藤 一郎
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	山口 和美
科学技術振興室長	自平成一六・四・一 至平成二〇・三・三一	上石 洋一
世界遺産推進室長	自平成一六・四・一 至平成一九・三・三一	松浦 利隆
多文化共生支援室長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	山口 和美
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	林 己一

第二項 地域機関

一 東京事務所

平成十四年四月、行政第一課と行政第二課を統合し、行政課を設置、十五年四月にはグループ制への移行に伴い、行政課を行政グループに改組した。

平成二十年四月、所管を総務部から企画部へ移行するとともに、経済観光グループをぐんま総合情報センターに、園芸情報グループを東京園芸情報センターに、それぞれ分離し、行政グループについては行政係へ改組した。

歴代の所長等は次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
総務部参事兼 東京事務所長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	齋藤 隆
参事兼 東京事務所長	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	齋藤 隆
東京事務所長	自平成一七・四・一 至平成一九・三・三一	渡 知多美
参事兼 東京事務所長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	渡 知多美
東京事務所長	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	関 勤

東京事務所副所長 (情報収集担当)	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	野本 彰一
東京事務所副所長 (情報収集担当)	自平成二四・四・一 至平成二六・三・三一	川田 恵一
東京事務所副所長	自平成二六・四・一 至平成二八・三・三一	中山 勝文
東京事務所副所長	自平成二八・四・一 至平成三〇・三・三一	石坂 昌弘
東京事務所副所長	自平成三〇・四・一 至平成三二・三・三一	須藤 文規
東京事務所副所長	自平成三二・四・一 至平成三三・三・三一	原澤 隆
東京事務所副所長 (経済観光担当)	自平成三三・四・一 至平成三三・三・三一	藪原 博
東京事務所副所長 (経済観光担当)	自平成三三・四・一 至平成三五・三・三一	関 卓榮
東京事務所副所長 (園芸情報担当)	自平成三五・四・一 至平成三七・三・三一	磯田 文男
東京事務所副所長 (園芸情報担当)	自平成三七・四・一 至平成三九・三・三一	金子 敏男
東京事務所副所長 (園芸情報担当)	自平成三九・四・一 至平成四一・三・三一	島田 忠男
東京事務所副所長 (園芸情報担当)	自平成四一・四・一 至平成四三・三・三一	打木 勝博

〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	細野 健一
---	-------------------------	-------

二 ぐんま総合情報センター

ぐんま総合情報センターは、平成二十年四月に企業誘致係及び観光物産係体制で発足し、同年七月に開所して現在に至っている。

歴代の所長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
所長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	金子 敏男
〃	自平成二二・四・一 至	宮崎 信雄
副所長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	町田 勝俊
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	黒澤 達也
〃	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三一	須藤 雅紀

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 県行政の総合計画

一 ぐんま新時代の県政方針

平成十八年三月、第十三次群馬県総合計画「二十一世紀のプラン」の第二分冊（基本計画）の改定版として、「ぐんま新時代の県政方針」を策定した。

平成十三年三月策定の「二十一世紀のプラン」は、百年を展望して二十一世紀の群馬の考え方を提示する第一分冊（基本構想）と、当面の間、県民と県行政がともに目指すべき目標や特徴的な取組を示す第二分冊から構成されていた。このプランの策定から五年経過を前に、第一分冊の県づくりの理念は変えることなく大切に守り、第二分冊は時代状況の変化に合わせて見直していく必要があるとの考えから、第二分冊の改定が行われることとなった。

当時、本県は、工場立地動向や有効求人倍率が全国上位となるなど、経済が好調に推移し、また、北関東自動車道の整備等により、立地条件が更に高まることが見込まれ、自然豊かで暮らしやすい県として、またふるさと帰郷の受け皿として発展することが期待されており、「ぐんま新時代」ともいえるべき段階にあるとの認識から、この計画の名称

も「ぐんま新時代の県政方針」とされた。

この計画は、平成十八年度から二十二年度までの五か年を計画期間とする基本計画であるが、前記のように本県にとつては発展の可能性が期待されていた時代であった一方で、厳しい財政状況や激しい時代の変化が見込まれていたことから、選択と集中の考えを基本に、県として取り組むべき重点戦略を中心に据え、大幅に重点化されたものとなった。

策定に当たっては、基本的な事項を検討する「ぐんま新時代検討委員会」、重点戦略や施策等の専門的事項を検討する「ぐんま新時代プロジェクト」、更に五県民局単位の地域ビジョンを検討する組織が設置され、県民の参加と協働による検討が進められた。

【構成】

「重点戦略」

- ・ 未来を担う子どもを育てる
- ・ 多様な人々の共生を推進する
- ・ 健康で元氣な暮らしを支える
- ・ 安全と安心を確保する
- ・ 美しい自然環境を守る
- ・ 都市と自然の調和を目指す
- ・ 産業を元氣にする

・ ぐんまの誇り高い文化を生かす

・ 世界と結ぶ群馬を目指す

・ 県民と協働して地域をつくる

「地域ビジョン」

平成十七年度に設置された県民局（中部、西部、吾妻、利根沼田、東部）ごとに、将来像と施策の展開方向等を提示



ぐんま新時代の県政方針

二 はばたけ群馬プラン

平成二十年のいわゆるリーマンショックにより、我が国経済は大打撃を受け、本県の経済・雇用情勢等もそのあおりを

受けて混乱の様相を呈した。加えて人口減少社会の到来や加速化する少子高齢化など、経済・社会環境は大きく変化しており、県としても、時代の変化に適切に対応していくことが求められていた。こうしたことから、「ぐんま新時代の県政方針」の計画期間が満了するのを機に、新たな基本構想を擁する第十四次群馬県総合計画の策定が進められることとなった。

この計画は、前記のような時代背景を踏まえ、十年を展望した基本理念や基本目標、施策展開の方向を示した「基本構想」と、基本目標を実現するための重点プロジェクト、地域別施策展開などを示した「基本計画」で構成され、計画期間は平成二十二年年度から二十七年年度までの五か年とされた。先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせることを基本理念とし、「はばたけ群馬プラン」との愛称を得て、二十三年三月に策定された。

策定に当たっては、「総合計画策定懇談会」及び五県民局単位の地域別施策展開を検討する「総合計画策定地域懇談会」を設置し、各分野の代表者や有識者などから幅広く意見を聴くとともに、県民選好度調査(平成二十年度)や県民アンケート調査(二十一年度)を実施し、県民の声の反映に努めた。また、県議会には、「総合計画に関する特別委員会」が設置され、この特別委員会を中心に、広範にわたる

審査が行われた。

こうした議論を経て、この計画は、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例(平成二十年群馬県条例第二十一号)に基づき県議会の議決を受けて策定された最初の総合計画となった。

また、これまでの総合計画とは一線を画し、流動化する時代の変化に機敏に対応するため、経済・社会状況の変化に応じて、必要な見直しを行いながら推進することとされ、東日本大震災を踏まえ、重点プロジェクトに「災害に強い県土を築く」を加えるなど、必要な見直しが行われた。

【構成】

○基本構想

「基本理念」

先人から受け継いできた「群馬の限りない可能性」を大きくはばたかせる

「基本目標」

・ 地域を支え、経済・社会活動を支える人づくり

・ 誰もが安全で安心できる暮らしづくり

・ 恵まれた立地条件を活かした

産業活力の向上・社会基盤づくり

○基本計画

「重点プロジェクト」

・次代を担う人材づくりプロジェクト

・高齢者が活躍できる社会づくりプロジェクト

・群馬の飛躍を支える産業人材育成プロジェクト

・地域の安心を支える

医療・福祉人材育成・確保プロジェクト

・人づくりのための仕組みづくりプロジェクト

・「医療先進県ぐんま」推進プロジェクト

・誰もが安心して生活できる福祉充実プロジェクト

・安全な暮らし実現プロジェクト

・災害に強い県土を築くプロジェクト

労働・雇用環境づくりプロジェクト

・優れた群馬の環境を守り、未来へ継承するプロジェクト

・地域住民の生活を支える「地域力」強化プロジェクト

・はばたけ群馬の経済戦略プロジェクト

・ぐんまイメーリアッププロジェクト

・はばたけ群馬の社会基盤づくりプロジェクト

「分野別施策展開」

個別計画と連動して推進していく施策を、教育、健康・医

療、福祉など8分野ごとに体系化

「地域別施策展開」

県民局ごとに、地域の目標と主な取組等を提示

人口の見通し(将来推計) (単位 千人、千世帯、%)

区分	総人口		
	平成二二年	三二年	増減率
総人口	二、〇〇二 (二、〇〇八)	一、九〇七	△四・七
年少人口	二七七	二二九	△二〇・九
生産年齢人口	一、二五四	一、一〇六	△二一・八
老年人口	四七二	五八二	二三・三
世帯数	七五四 (七五五)	七四八	△〇・八

(平成二二年の総人口欄及び世帯数欄のかっこ書き数値は、同年国勢調査結果の数値)



はばたけ群馬プラン

第二項 政策の総合調整

一 企画会議運営

従来、企画調整会議（平成十五年四月まで）、政策会議（同年四月から）を通じて庁内の総合調整を行ってきたが、全庁的な視点から政策議論を活発に行うため、十六年度に企画会議を設置した。

企画会議は、各部署の主管課長等を構成員として、議会会期中を除き、定例的に開催され、全庁的に取り組むべき実務的課題及び具体的政策について素案の段階から調整・

議論を行った。

開催日は、当初は原則毎月第二・四木曜日、平成十九年十一月から原則毎月第二・四水曜日となった。

また、新規政策課題や部局横断的な取組を効果的に推進するための実質的な議論の場として、平成十八年度に下部組織として部会を設置した。

年度別開催状況	年度	回数	主な付議事項
	平成一四年度	一五	・ねんりんピンク県庁内推進体制について
	平成一五年度	一九	・健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策の推進について
	平成一六年度	一〇	・行政システム改革実施計画について
	平成一七年度	七	・「ぐんま新時代の県政方針（仮称）」の策定体制（案）について
	平成一八年度	九	・人口減少社会問題への対応について
	平成一九年度	一一	・新型インフルエンザ対策本部の設置について
	平成二〇年度	一二	・群馬県危機管理指針（案）について
	平成二一年度	一一	・「ステイネーションキャンペーン（DC）」に係る庁内推進組織の設置について

平成二二年度	一一	・新総合計画の基本目標「施策展開の方向について」
平成二三年度	一七	・総合特区制度の活用について

二 愛知万博(愛・地球博)への参加

平成十七年三月二十五日から九月二十五日まで百八十五日間、愛知県で開催された「愛知万博(愛・地球博)」において、五月九日を「群馬県の日」として、本県の文化、自然、観光、環境への取組等を紹介することにより、世界に向けて群馬県の魅力を発信した。

会場内のEXPOドームにおいて、群馬県の伝統芸能である「八木節」、「獅子舞」、「農村歌舞伎」を披露するとともに、尾瀬の自然、アマゾン群馬の森、ぐんま昆虫の森、富岡製糸場を中心とした近代産業遺産の世界遺産登録への取組について上映した。

また、NHK朝の連続ドラマ「ファイト」、利根川流域の自然をテーマにした写真集「緑の水脈」、尾瀬、農産物、ぐんま昆虫の森、観光PR、富岡製糸場の世界遺産登録への取組などについてパネル展示等を行った。

第三項 政策形成支援

政策形成支援は「職員提案制度」、「政策調査調整費」の二つの制度から構成されていた。

職員提案は、昭和五十一年度から実施しているもので、平成二十三年度までに五万千七百七十四件の提案があった。また、平成四年度から、県政の総合的視点からの取組を必要としている調査研究に対して予算面から弾力的な対応を図るため、政策調査調整費を予算措置し、県政課題への新たな解決策の立案を進めた。

第四項 大学等との連携推進

県と大学等(大学・短大・高等専門学校)が相互に交流を深め協働することにより、大学等の優れた知的資源やその研究成果を地域が抱える課題の解決や地域の活性化に生かすことは、地域社会の発展にとって有意義なことである。

そこで平成二十一年三月に、県内の大学等と地域との連携を推進し、大学等の教育・研究活動による地域貢献を進めるため、県内大学等と市町村からなる「ぐんま地域・大学連携協議会」を発足させた。

第五項 民間企業等との連携推進

一 民間企業との包括連携協定締結

県と民間企業が連携して、双方の資源を有効に活用し、群馬県における観光振興、群馬県産品の消費拡大、安全・安心の確保、生活環境の保全、健康増進、高齢者支援、災害対策等の取組を行うことで、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、平成二十年度から県と民間企業との包括連携協定の締結を開始した。

締結状況

締結年月日	相手方
平成二〇年一月一四日	東日本高速道路株式会社
平成二一年 三月一八日	株式会社セブン・イレブン ・ジャパン
平成二一年 八月 五日	株式会社セーブオン
平成二三年 一月二八日	株式会社ファミリーマート
平成二三年 五月一三日	イオン株式会社

二 理想の都市建設研究会

理想の都市建設研究会は、前橋市、高崎市、伊勢崎市、藤岡市、群馬町（平成十八年一月に高崎市と合併）、新町（十八年一月に高崎市と合併）、境町（十七年一月に伊勢崎市と合併）、玉村町の県中市町の商工団体及び個人で組織され、豊かで快適な地域社会の実現を目指して、産業経

済、交通、環境、福祉、教育等幅広い分野にわたり研究活動を実施してきた。

県は研究会のこうした自発的・主体的な取組を通じての住民参加こそが地方分権時代における地方自治の本来のありべき姿であると高く評価し、研究会に対する協力・支援を実施した。

第六項 特区・地域再生推進

平成十四年度、地方公共団体や民間事業者の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制特例を適用するいわゆる構造改革特区が設けられた。これは、特区における成功事例を全国へ波及させ日本経済を活性化するとともに、地域経済の活性化を図ることを目的としたものであった。

また、平成十七年度、地域の資源や強みを知恵と工夫により有効活用し、地域の活力の再生を進めるため、地域再生制度が設けられた。これは、地方公共団体が作成した地域再生計画を国が認定し、その計画に基づく事業に対し、財政支援や金融支援などの特別な措置を講じるものであった。

また、平成二十二年に閣議決定された国の「新成長戦略」を受け、規制の特例や税制・財政・金融上の支援を、ハッ

ージ化して実施する総合特区制度が創設され、二十三年十二月に本県から「畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区」が第一次指定を受けた。

構造改革特区認定状況（県関係）

認定年月日	特 区 名 称
平成一五年一月二八日	広域連携物流特区 (次城県・栃木県と連名)
平成一七年 三月二八日 (変更) 平成一八年 七月三日)	前橋競輪にぎわい特区 (前橋市と連名・当初認定は前橋市単独)
平成一七年 七月一九日	群馬県福祉有償運送セダン型特区

地域再生計画認定状況（県関係）

認定年月日	計 画 名 称
平成一六年 六月二一日 平成一七年 六月一七日	ぐんま地域金融円滑化推進計画 街と自然が共生する「こころの風 ”あかぎ”推進計画 (前橋市と連名)
平成一七年 六月一七日	多様な観光名所の連携による活 性化計画(沼田市・みどり市と連 名)
平成一七年 六月一七日	火山との共生をめざす地域再生

平成二二年 三月二七日	計画(高崎市・長野原町・嬭恋村と連名) 「水と森・歴史と文化に息づく利根川源流のまち みなかみ」再生計画(みなかみ町と連名)
平成二二年 七月一七日	群馬アナログ技術立県推進計画
平成二二年 七月一七日	多文化共生社会の形成を目指した地域形成計画
平成二二年 三月二三日	群馬県北東毛地域における地域資源を活用した再生計画(桐生市と連名) 街と自然が共生する”赤城の恵”推進計画(前橋市と連名)

第七項 科学技術の振興

一 試験研究機関の機能強化

本県の科学技術政策の基本的な方向と枠組みを定めた「群馬県科学技術振興指針」(平成十一年三月策定)を受けて、県の八試験研究機関の連携を強化し施策を推進するために、「試験研究機関長会議」を設置した。

また、同指針による「研究開発体制の整備」として、試験研究機関のコーディネート機能を強化するために、平成十四年度から、試験研究機関職員が中心となって産学官の共同研究体制を組み、分野横断的な地域課題の解決を図る

「研究開発推進費」制度を設けた。

また、各試験研究機関における、研究員の博士号取得による資質向上と先進的な研究成果をもって機能強化を図るため、研究員の博士号取得のための助成制度を整備し、平成十七年度から開始した。

二 科学技術への理解増進

「群馬県科学技術振興指針」の「科学技術と親しむ風土の醸成」を受けて、関係機関と県民とが協働して「科学するところ」を育みあう地域社会づくりを推進することを目的に、「科学するところ連携会議」を平成十八年六月に設置した。また、科学技術の理解増進を図るための連続講演会を開催したほか、生涯学習センター等と連携して、子供向け「サイエンスセミナー」を開催した。

また、科学イベントの周知・集客のため、夏休みに県内各地で行われる科学イベントをまとめた「イベントカレンダー」を作成し、市町村教育委員会を通じて、小学校を対象に配布した。

三 地域結集型研究開発プログラム

平成十七年十二月、「環境に調和した地域産業創出プロジェクト」をテーマとして、「地域結集型研究開発プログラム」

に採択され、十八年一月から事業を開始した。本事業は、実施期間五年間、事業経費総額二十四億円の産学官共同研究事業である。この中で、「低温ガス化技術の開発」と「畜産環境改善技術の開発」を具体的なテーマとして、二十二年度までに「低温ガス化装置」「脱臭装置」「尿污水浄化処理装置」を試作開発し、実用化研究を実施した。

四 新エネルギーの導入促進

群馬県では、平成十二年三月に「群馬県地域新エネルギービジョン」を策定し、本県における新エネルギー導入の基本的な方向を示すとともに、市町村、県民、事業者等への新エネルギー導入のガイドラインと位置づけて、新エネルギーの理解増進や導入促進を図ってきた。

石油代替エネルギーの必要性や、地球温暖化対策への社会的な関心の高まりを背景に、新エネルギー導入の必要性が一層増加しており、本県においても、地域の特性に適合した新エネルギーの導入を具体的・重点的に促進する必要があることから、平成二十一年二月に「群馬県地域新エネルギー詳細ビジョン」を策定。本県の地域特性に適合した新エネルギーとして、マイクロ水力発電の導入、畜産バイオマスエネルギー利用、バイオディーゼル燃料製造・利用の三項目について調査・検討を行い、その結果を紹介した。

平成二十一年度から二十三年度にかけて、本ビジョンの周知を図り、地域における新エネルギーの導入を推進するため、「新エネルギー導入モデル支援事業」を行い、市町村等が実施する、模範的、先進的な新エネルギー導入事業を支援した。

また、平成二十一年十二月より、今後の新エネルギーの導入の方策の具体化に資するため、「新エネルギー研究会」を県企画会議部会として設置し、本県における今後のエネルギー施策のあり方について、総合的に検討を行った。

平成二十二年度には、「緑の分権改革推進事業」(総務省委託、二十一年度補正予算)により、小水力発電及び地中熱利用の可能量調査と実証試験を行い、地中熱利用可能量調査では、調査結果として得た県平野部における地盤情報を県ホームページで提供した。

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災を機に、エネルギー情勢が大きく変化し、再生可能エネルギーへの大きな期待が寄せられる中、二十四年三月、エネルギーの地産地消の促進、低炭素社会の構築に向けて「再生可能エネルギー導入目標値」を設定。二十七年までには、太陽光、水力、バイオマス発電の設備容量の合計を、現状から約二十一年増の一、〇五二、〇六〇^{キロワット}に増やすことを目標とし、太陽光発電は現状比約二・七倍、小水力発電は約八％増、

バイオマス発電は約六％増と定め、目標達成に向けて再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組むこととした。

合わせて県内の電力自給率についても目標を定め、再生可能エネルギーの設備容量目標の達成による発電量を県内の一般家庭の電力需要量(概ね四十四億^{キロワットアワー})相当に達すると見込み、現状の二十二・九％から二十七・一％に引き上げるとした。

目標値

(出力単位 ^{キロワット})

項目	現状(出力) ※1	目標(出力)	現状比
太陽光発電	九四、九〇五	二六三、九一〇	二七八％
水力発電 ※2	七五九、四六一	七七三、七七〇	一〇二％
バイオマス発電 ※3	一三、六三〇	一四、三八〇	一〇六％
合計	八六七、九九六	一、〇五二、〇六〇	一二二％

※1 一部推計を含む。

※2 揚水式(矢木沢、玉原、神流川発電所) 出力合計

一、九一〇、〇〇〇^{キロワット}は常時稼働でないため除く。

※3 ゴミ発電を除く。

第八項 ぐんまのイメージアップ

群馬県は、豊かな自然や歴史的文化遺産、充実した高速

交通網などの魅力にあふれているにもかかわらず、イメージが総じて薄いと言われている。

県民が郷土に誇りを持てるようにするとともに、本県の魅力を総合的かつ積極的に情報発信し、イメージアップを図っていくため、企画会議イメージアップ庁内連絡部会において平成二十一年度～二十三年度に渡り、イメージアップ戦略を検討した。その結果、「地域ブランド力」に着目した施策を①「群馬の魅力を再認識する取組」②『「ぐんまブランド」の創出・確立」③「さまざまな方策による情報発信」の三つの柱のもとで推進することとした。

一 「ぐんまちゃん」の活用

平成六年にゆうあいピック群馬大会のマスコットキャラクターとして誕生し、その後さまざまな場面で群馬県のPRを行っている「ゆうまちゃん」を、県外の方にも分かりやすいよう、二十一年に「ぐんまちゃん」と改称した。

平成二十一年度には、「ぐんまちゃん」の活用を総合的に検討し促進するため、「ぐんまちゃん」の所管を管財課から企画課に移管し、民間利用の利用許諾料を無料にした。

また、県内外のイベントに「ぐんまちゃん」を隊長とするキヤラバン隊を出動させる等により、群馬県のイメージアップ

につながるPRを行っている。

なお、「ぐんまちゃん」は、平成二十三年度にゆるキヤラ®グランプリ2011に初出場し、三百四十九キヤラクター中十八位となり、知名度向上につながった。

二 ウェブによる情報発信

イメージアップを図る手段の一つとしてインターネットを活用することとし、ウェブサイトの運営を行った。

平成二十一年度は、二十一年度から運営している群馬の魅力発信サイト「秘密のぐんま」のコンテンツを充実させるとともに、県民が簡単にぐんまのイメージアップに参加でき、イメージアップに対する機運を盛り上げるため、県民に群馬の魅力を投稿してもらうサイト「ララぐんまちゃん」を開設した。

そして、平成二十三年度にはこの二つのサイトを統合させ、「ぐんまちゃんナビ！」を開設し、情報発信の強化を図った。



ゆるキャラまつりin彦根

第九項 ぐんま総合情報センター

(ぐんまちゃん家)運営

ぐんま総合情報センターは、群馬県の魅力を総合的にアピールしてイメージアップと知名度の向上を図り、本県への観光誘客や企業誘致を図る首都圏での戦略拠点として、平成二十年七月、東京・銀座に開所した。

ぐんま総合情報センターは、企業誘致、観光案内、物産振興(物産販売)、U・Iターンの情報提供のほか、これらの機能を生かす手法として、イベントの実施や、パブリシティ活動を行った。

平成二十三年三月には一階部分を拡張して新装開店し、物産販売の機能強化を図った。

なお、開所以来の来場者数は、平成二十四年三月末で約百十四万人である。



ぐんま総合情報センター

第三章 総合政策室

第一節 組織等の変遷

第一項 総合政策室

平成二十二年四月、各部署の重要政策について、県政全般にわたる総合的な視点から検討・調整を行うとともに、重要課題に対する政策立案機能を強化・充実するため、企画部に総合政策室を新設。組織は総合政策係の一係体制とした。

平成二十三年四月、国際施策等を総合的かつ戦略的に推進するため、総合政策室に国際戦略係を設置。総合政策係と合わせ二係体制とした。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の室長は、次のとおりである。

総合政策室長	総合政策係	重要政策の総合調整及び重要課題に対する政
次長	(六名)	

国際戦略係 (二名)		
国際戦略の策定	策立案、国等への政策提言、全国知事会議・関東地方知事会議等への対応、新規政策課題研究	

職名	在職期間	氏名
総合政策室長	自平成二二・四・一 至平成二四・三・三一	塚越 昭一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 重要施策の総合調整

一 各部局との総合調整

県政全般にわたる総合的視点から、部局横断的な重要課題について調整を行い、政策立案につなげるとともに、国等に対して群馬県の考え方を発信した。

二 新規政策課題研究

日々変化する社会情勢の中で、新たに生じた政策課題について、関係部局との調整を進め、関係機関から情報収集を図るとともに、対応方針を導き出した。

新規政策課題

年 度	主な研究課題
平成二二年度	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア、北東アジアを中心とした海外戦略 他県との救急医療連携 高齢者の活用
平成二三年度	<ul style="list-style-type: none"> 東アジア、北東アジアを中心とした海外戦略 他県との救急医療連携 高齢者の活用 バックアップ機能の誘致(新規)

第二項 国等への政策提言

一 国会議員との県政懇談会

県選出国会議員に対して、国への政策要求、県の主要施策を説明するとともに、知事をはじめとする県幹部との意見交換を行うため、県政懇談会を開催した。

県政懇談会開催状況

年 度	開催概要
平成二二年度	<p>〔開催日〕 平成二二年六月一七日</p> <p>〔場所〕 ホテルニューオータニ (東京都千代田区)</p> <p>〔出席者(国会議員)〕 衆議院議員 八名 参議院議員 一名</p> <p>〔出席者(県関係)〕 知事、両副知事、正副議長、教育長他、計三二名</p>
平成二三年度	<p>〔開催日〕 平成二三年七月二二日</p> <p>〔場所〕 ホテルニューオータニ</p>

(東京都千代田区)
「出席者(国会議員)」 衆議院議員 八名 参議院議員 四名 「出席者(県関係)」 知事、両副知事、正副議長、 教育長他、計三二一名

二 国への政策要求

(一) 国への政策要求

県政の一層の推進を図るうえで、特に国の理解と支援が必要な事項について、「国への政策要求」としてとりまとめ、関係府省等に対し、要望活動を実施。

なお、平成二十三年三月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、本県でも多方面にわたり大きな影響が生じたことから、同年度は「国への政策要求」とは別に、四月に「東日本大震災に関する緊急要望」、七月に「東日本大震災に関する要望」を実施。

年 度	主な要求項目
-----	--------

国への政策要求の状況

平成二二年度 (当面の国に対する政策要求)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の充実・強化について ・老朽化した学校の施設整備の推進について ・新型インフルエンザ対策について ・障害者自立支援法の廃止に伴う新たな制度の創設について ・戸別所得補償制度の早期決定と支援策について ・重点分野雇用創造事業における地域人材育成事業の継続等について ・八ツ場ダム建設事業の中止撤回と生活再建関連事業の早期完成について 等
平成二三年度 (東日本大震災に関する緊急要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物等への補償及び風評被害の防止について ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う災害対応について ・安定的な電力供給の確保について ・被災者の生活支援について ・地域経済を支える中小企業等の経営支援について
平成二三年年度 (東日本大震災に関する要望)	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物等への補償及び風評被害対策、観光業への支援等について ・放射性物質の検査体制の強化について ・安定的な電力供給の確保、中小

平成二三年度 (国の施策等に関する政策要求)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等への支援について ・今後の防災対策について ・地方財政の充実・強化について ・がん対策の推進について ・再生可能エネルギー施策の積極的な推進について ・6次産業化推進に係る農業・農村への応援について ・急激な円高への対応について ・内陸部における物流拠点の重点整備について ・雇用創出基金事業の継続等について 等
---------------------------	--

(二)重点要望
「国への政策要求」以外の個別政策課題については、各部署ごとに、関係府省等に対し「重点要望」として要望活動を実施。

重点要望の状況	年度	要求項目
	平成二二年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規要望 六件 ・継続要望 一二件

平成二三年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新規要望 八件 ・継続要望 一二件
--------	---

第三項 全国知事会議・関東地方知事会議等への対応

一 全国知事会議

全国四十七都道府県知事で構成される全国知事会議に知事等が出席し、本県の現状や課題を踏まえた提案や要望等を行うことで、国への働きかけを実施。

平成二十二年度は七回(政府主催全国知事会議を含む)開催。本県からは「一部ユニット型特別養護老人ホームに係る整備方針及び介護報酬上の取り扱いの改善」や「八ッ場ダム建設事業の再検証の実施」等について、国に強く求めるよう要望。

平成二十三年度は六回(政府主催全国知事会議を含む)開催。本県からは「東日本大震災・福島第一原子力発電所事故による放射性物質を含む上下水汚泥の処理・管理」や「八ッ場ダムの建設促進と生活再建関連事業の早期完成」等について、国に強く求めるよう要望。

二 関東地方知事会議

東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県の十都県により構成される関東地方知事会議に出席し、地方分権改革の推進や道路網の整備促進等をはじめとする、関東圏に共通の課題について協議し、国への要望等を実施。

関東地方知事会議 開催状況

年度	回数	主要要望項目
平成二二年度	二	<ul style="list-style-type: none"> ・抜本的な介護人材確保対策について ・一部ユニット型特別養護老人ホーム等の取扱いについて ・野生鳥獣害対策の取組強化について ・八ッ場ダムの建設促進について等
平成二三年度	二	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災に係る要望について ・抜本的な介護人材確保対策について等

三 北関東磐越五県知事会議

近隣県との広域的な交流、連携を進めるため、平成十六年七月から、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県の五県の知事による北関東磐越五県知事会議を開催。

共通の課題である高速道路の整備促進、観光振興、農産物等販路拡大、農業分野における連携等の議題を協議し、国への要望や五県で連携した取組を実施。

北関東磐越五県知事会議 開催状況

年度	回数	主要議題
平成二二年度	一	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な地域ネットワークの形成による交流拡大 ・戸別所得補償制度 ・野生鳥獣による農作物等への被害対策の取組強化 ・子育て家庭への支援サービスの共同実施等
平成二三年度	中止	<ul style="list-style-type: none"> ※東日本大震災の影響により中止

四 三県(群馬県・埼玉県・新潟県)知事会議

上越新幹線や関越自動車道につながる群馬県、埼玉県、

新潟県の連携による地域振興と交流を拡大するため、三県知事による会議を開催。

平成二十二年七月に第一回会議を新潟市で開催。また、二十三年一月に第二回会議をさいたま市で、同年九月に第三回会議を本県（高崎市）で開催。

会議では、相互観光の推進、産業振興、防災協力体制の可能性等の議題を協議し、三県で共同研究や連携した取組を実施。

三県知事会議 開催状況

年度	回数	主な議題
平成二二年度	二	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟空港を活用した相互観光の推進 ・新潟港を活用した産業振興の共同研究 ・防災協力体制の可能性の共同研究 ・次世代自動車に関する共同研究等
平成二三年度	一	<ul style="list-style-type: none"> ・空港を活用した相互観光の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・対岸貿易による産業振興の共同研究 ・三県工業系公設試の連携による中小企業の技術開発支援の共同研究 ・防災協力体制の可能性の共同研究等

第四章 地域政策課

第一節 組織等の変遷

第一項 地域政策課

一 地域政策課

平成二十年四月、産業経済部観光局地域創造課の業務を主に担当するために、企画部に設置された組織である。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

地域政策課長	地域振興係	地域づくり企画推進、北関東広域連携、両毛都市圏、地域密着型のプロスポーツを通じた地域づくり、防衛施設周辺整備
次長	(五名)	

過疎山振係 (三名)	過疎地域自立促進、山村振興
特定地域係 (三名)	高崎競馬場跡地活用、赤城山振興、地域と東洋大学との連携

職名	在職期間	氏名
地域政策課長	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	江口 哲郎
”	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	中野三智男
”	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	津久井治男

二 地域創造課

平成十四年四月、地域整備課を廃止し、同課の業務を主に担当するために設置された組織である。

組織の構成は、課長以下五グループ（文化づくりグループ、地域づくりグループ、過疎山振グループ、土地利用グループ、水循環グループ）体制で発足、翌平成十五年に、企画部の解体に伴い総務部地域創造課となり、地域づくりグループと過疎山振グループを統合して、地域活性化グループを設置した。また、十六年四月に課内室として治安回復対策室を、同室内に治安回復グループを設置した。

平成十八年四月、産業経済部観光局の設置にあわせ同局の組織となり、治安回復対策室を人権男女共同参画課に移管、土地利用グループと水循環グループの業務を企画部土地・水対策室を設置して移管した。

平成二十年四月、企画部地域政策課を設置し、業務を移管して、組織を廃止した。

歴代の課長等は、次のとおりである。

職名	在職期間	氏名
地域創造課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三一	唐沢 徹
〃	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	矢島 裕
〃	自平成一八・四・一 至平成二〇・三・三一	飯塚 欣彦

土地・水調整 主 監	自平成一五・四・一 至平成一八・三・三一	中澤 哲夫
治安回復対策 室 長	自平成一六・四・一 至平成一八・三・三一	田中 一雄

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 地域政策推進

一 地域づくりネットワーク推進

社会環境の変化に伴い、県民による社会参加活動が活発になってきており、ボランティアや地域づくり団体、NPOなどに大きな期待が寄せられた。

本県では、平成十年七月に地域づくり団体と県及び市町村で構成する「群馬県地域づくり協議会」を設立し、ボランティアや地域づくり団体、NPOなど多様な主体の交流と連携を推進してきた。

協議会では、地域づくり団体のスキルアップのための講演会・研修会の開催、地域づくり団体間の情報交換や連携を深めるため交流会を開催するほか、ホームページや情報誌

発行による情報発信を行った。

県では、協議会の活動を通じ、地域づくり団体の主体的な活動を支援し、市町村と連携協力しながら魅力ある地域づくりを進めていくとともに、多様な主体が、それぞれの特徴や能力を活かしながら、相互に連携して地域づくりに取り組んでいく環境の整備を行った。

二 広域連携の推進

(一) 両毛広域都市圏総合整備推進

平成四年九月に群馬県と栃木県、関係市町村を構成団体とする「両毛広域都市圏総合整備推進協議会」が設立され、歴史的にも社会・経済的な一体性を有している、この地域の広域的な都市圏整備を図るための様々な取り組みが行われてきた。

協議会では、この地域の交流促進や一体感の醸成を図るため、平成十七年度から公共施設の相互利用を開始したほか、交流イベントの開催や観光情報誌の発行、ホームページの運営などを行った。

県では、協議会の活動を通じ、両毛地域の一体的な都市圏の総合整備を図った。

(二) 北関東広域連携推進

平成十一年度に群馬、栃木、茨城の三県を結ぶ北関東自

動車道建設についての全線施行命令が行われ、県内では、十三年三月に高崎JCTから伊勢崎ICまでの区間、二十年三月に伊勢崎ICから太田桐生ICまでの区間が開通した。

沿線三県で構成する「北関東広域連携推進協議会」では、北関東自動車道の全線開通に向け、北関東のイメージアップと東京圏からの集客増加を図るため、平成十九年から海ほたるパークینگエリアなどで、三県の観光PRや特産品の販売などを行った。

その後、平成二十三年三月に北関東自動車道が全線開通し、本県では、前橋南IC周辺への商業施設の集積や栃木・茨城県から群馬県への宿泊客数が増加するなど開通による効果が現れた。

県では、協議会の活動を通じ、北関東自動車道を軸とした広域的な交流・連携策の調査研究を行った。

三 地域力向上事業

平成の大合併により、県内では平成十六年度から十七年度にかけて、多くの市町村合併が行われた。この市町村合併に伴う市町村規模の拡大と行政の役割の見直しにより地域コミュニティの役割が重要になってきた。

県では、住民自治組織による新たな視点による地域づくり活動の支援を行うため、住民センター建設事業補助金を

廃止し、平成十七年度から、地域コミュニティ支援事業を開始した。

その後、平成二十一年度に地域コミュニティ支援事業を統合し、NPOや地域づくり団体も補助対象に加えた総合的な地域づくり活動支援を行うため「地域力向上事業」を開始した。

同事業では、行政と地域住民が連携し、地域自らが主体となつて地域の資源を発見・蓄積・活用し、地域の課題を解決するとともに、地域コミュニティ機能を強化し、魅力ある地域へと向上させる取り組みを支援した。

四 プロスポーツを通じた地域づくり

平成十五年二月に株式会社草津温泉フットボールクラブ（ザスパ草津）、二十年一月に、株式会社群馬スポーツマネージメント（群馬ダイヤモンド・ベガス）が設立され、県内に地域密着型プロスポーツチームが誕生した。

両球団は、野球やサッカーを通じた地域貢献、青少年の健全育成を目的に掲げ、野球教室や訪問サッカースクール、福祉施設入所者の無料招待など地域に根ざした取り組みを行った。

県では、プロスポーツを通して、地域の振興、地域経済への様々な波及効果などが期待出来ることから、両球団を支援

することとし、多くの県民に関心も持ってもらえるよう、県の広報紙やホームページなどで情報発信を行った。

また、ザスパ草津が平成十七年シーズンからJリーグ二部に昇格することに併せ、施設基準に合致するよう敷島公園陸上競技場の改修を行ったほか、二十二年三月には、県立公園条例を改正し、県内プロスポーツの施設使用料の引き下げを行った。

このほか、平成二十二年度からは全国各地に転戦する各チームのアウェイゲーム会場に本県の観光・物産、世界遺産登録推進等の施策についてPRを行う事業を委託し、チームと連携して本県の知名度向上を図った。

なお、県内三番目のプロスポーツチームとして、平成二十二年六月に株式会社群馬プロバスケットボールコミッション（群馬クレインサンダーズ）が設立され、二十四年シーズンからプロバスケットボールbjリーグに参入予定となった。

五 フィルムコミッション活動の支援

映画やドラマのロケーション撮影を誘致し、撮影を地域で支援するフィルムコミッション（FC）活動が各地域で取り組まれるようになり、県内では、平成十四年に嬭恋村・わたらせ・高崎の三つのフィルムコミッションが設立された。その後、利根沼田、前橋など各地域でフィルムコミッションが設立され

た。

県では、この活動が地域の活性化や観光振興につながるものとして、平成十八年九月に広域的課題の検討や情報交換を行う「ぐんまフィルムコミッション連絡会議を設置した。

平成十九年度には、全国フィルム・コミッション連絡協議会に加盟し、高崎市で全国フィルム・コミッション連絡協議会ブロックセミナーE高崎が開催された。

県ホームページでのロケ地情報の掲載など、ぐんまフィルムコミッション連絡会議の活動を通じて、県内フィルムコミッションの活動の支援を行った。

六 防衛施設周辺整備

県では、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、国庫補助事業として相馬原演習場等の防衛施設周辺において、農業用施設整備等の障害防止事業と道路改修工事等の民生安定事業を進めてきた。農業用施設整備としては、榛東村の貯水池の工事を、道路改修では、吉井町における県道後賀山名停車場線の改修工事を進めてきた。

七 市町村広域行政の推進

社会経済構造の変化とともに、平成の市町村合併により

圏域内の市町村が著しく減少したことなどにより、伊勢崎佐波、前橋、桐生市外六か町村の各広域市町村圏では広域行政機構である広域市町村圏振興整備組合が解散したほか、伊勢崎佐波、桐生市外六か町村の各ふるさと市町村圏ではふるさと市町村圏基金が廃止された。国では平成二十一年三月をもって広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱を廃止し、全国一律的な取扱いを終えた。

国が平成十八年に制定した特定地域経済活性化対策実施要綱や、二十一年に制定した地域力創造対策実施要綱に基づき、県が関係市町村と協議し、選定した推進地域（吾妻、利根沼田の二地域）において実施した計画事業に対して特別交付税措置などの財政上の支援措置が講じられた。

また、国は平成二十年から定住自立圏構想を推進したが、本県では、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、富岡市が中心市の要件を満たすこととなり、二十一年十二月に伊勢崎市が合併一市圏域で中心市宣言を実施し、二十二年九月に定住自立圏形成方針を策定、同年十二月に定住自立圏共生ビジョンを策定し、ビジョンに基づき実施した事業に対して特別交付税措置などの財政上の支援措置が講じられた。

第二項 過疎・山村振興対策

一 過疎地域振興対策

(一) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域自立促進対策の推進

過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年)の下、施策が総合的、計画的に講じられ、過疎地域住民の生活基盤を中心にハード整備が進められた結果、過疎地域の生活環境は一定の改善がみられるようになった。

過疎地域自立促進特別措置法に基づく県過疎地域自立促進方針並びに県及び市町村過疎地域自立促進計画により、高崎市(旧倉渕村)、桐生市(旧黒保根村)、沼田市(旧利根村)、藤岡市(旧鬼石町)、みどり市(旧(勢)東村)、上野村、神流町(旧万場町、旧中里村)、下仁田町、南牧村、中之条町(旧六合村)、東吾妻町(旧(吾)東村)、片品村の十二市町村及び平成十六年度まで経過措置として特別措置が適用された旧小野上村、旧吾妻町、川場村の三町村において、十二年度から二十一年度までの十年間に実施された過疎対策事業費の総額は、市町村分八百四十二億八千三百万円、県分五百三十六億千四百万円、合計千三百七十八億九千七百万円に達した。

(二) 過疎地域自立促進特別措置法の改正と過疎地

域自立促進対策の推進

過疎地域自立促進特別措置法の平成二十二年三月の失効期限を控えた中で、法律の失効期限の六年間延長(二十八年三月まで)、十七年国勢調査等の結果に基づく過疎地域の指定要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充・対象施設の追加などを内容とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布され、二十二年四月に施行された。

この一部改正法の施行により、新たに嬭恋村とみなかみ町の二町村が過疎地域市町村に加わるとともに、東吾妻町の全域が過疎地域指定され、十四市町村が対象となった。また、県では一部改正法の施行を受け、新たに過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進計画を策定するとともに、市町村過疎地域自立促進計画の策定を支援した。

(三) 振興対策事業の実施

平成十年年度から開始した「ふるさとを守る」特定地域振興対策事業により、十四年度には、下仁田町の下河原・下小坂グラウンド整備、六合村の環境美化施設整備、川場村の「かたるべの家」「水車の家」改修整備、新治村の猿ヶ京温泉交流公園広場及び駐車場整備を支援した。

また、同事業の趣旨を継承して平成十五年度から十八

年度にかけて実施した地域資源活用ふるさとづくり支援事業により、黒保根村の地域ふれあいセンターの整備、神流町の恐竜センター化石展示ケースの設置、中之条町の歴史民俗資料館の外構整備、六合村の「ねどふみの里」整備、月夜野町のカワノナ養殖施設の改修、中之条町の伊参スタジオの改修、上野村の国民宿舎機能アップ設備の整備、下仁田町のアジサイラインの整備、川場村の陶芸用電気窯の整備、六合村の「赤岩養蚕の里」整備、上野村の観光遊歩道の維持整備、上野村の山村回帰人休憩等施設維持整備、川場村のD五十一機関車再生プロジェクトをそれぞれ支援した。

平成二十年度には、本県における過疎山村地域の集落の実態を調査・分析するため、関係市町村意見を踏まえ調整した四十四集落を対象として調査を実施した。高崎経済大学附属産業研究所に業務を委託し、対面調査(二十七集落)と書面調査(十七集落)により、その状況を把握した。なお、有効調査対象数は三十八集落であった。

平成十三年度に設置した過疎地域自立促進研究会においては、過疎地域が自らの地域の将来を見据え、地域が直面する課題について戦略的に取り組むために研究活動を行った。また、二十年八月に、過疎地域自立促進研究会から移行する形で、ぐんま山村集落機能対策研究会を設置し、二十三年度まで七回に亘って小規模集落や過疎地域全体の

振興策について議論した。

平成二十一年度から、沼田市、藤岡市、神流町、下仁田町、嬭恋村の十集落に、集落支援員をモデル的に設置し、住民の生活環境の改善や集落の活性化等につなげることを目指して事業を実施した。

平成二十二年度から実施したいいき山村ぐらし支援事業により、過疎地域の自治会や町内会等の要望によりアドバイザーとして適した人材の派遣や、地域の問題解決に向けたプランづくりを支援することにより、地域の主体的な取組を誘導・促進することとし、南牧村の南牧山村ぐらし支援協議会における移住・定住促進「空き家を活用した南牧村活性化プロジェクト」を支援した。

集落を支援し、小規模集落に住む住民が安心して暮らせるよう、平成二十三年度から「ぐんまの過疎・山村地域活動支援隊(集落支援隊)モデル事業」を開始し、沼田市、神流町、上野村、南牧村の四集落において、県と市町村が連携して、社会貢献活動として集落を支援しようとする企業やNPO等と共同作業の支援を必要とする集落との交流等を通じた集落の活性化に取り組んだ。

二 山村振興対策

(一) 山村振興法に基づく山村振興対策の推進

昭和四十年に地域格差の是正等を目的に制定された山村振興法は、五十年、六十年、平成七年にそれぞれ十年間の期限延長と施策の強化が行われ、法律等に基づく振興対策の実施により、山村における産業基盤及び生活基盤は相当程度整備されてきた。

都市と山村との交流が積極的に行われた地域では、観光を主体とした新たな地域産業創設等の施策も行われた。

平成十四年度に藤岡市、小野上村、水上町の三市町村の山村振興計画を樹立するなど、第五期対策期間内において十五市町村の計画を策定するとともに、振興山村指定の二十七市町村について新山村振興計画及び第五期山村振興計画の進行管理を行い、山村の担っている公益的機能の維持・増進及び産業基盤や生活基盤の整備に努めた。

(二) 山村振興法の改正と山村振興対策の推進

山村振興法の平成十七年三月の失効期限を控えた中で、法律の一部改正が行われ、法律の失効期限の十年間延長（二十七年三月まで）がなされた。

また、山村振興計画については市町村が作成し、都道府県は山村振興基本方針を策定することとされたほか、認定法人制度について、山村において農林産物の製造・加工・販売事業、都市等との交流事業を実施している法人も対象とするなど、各々規定が拡充され、都市と山村との交流や鳥

獣被害の防止について新たに規定が追加された。

県では一部改正法の施行を受け、新たに山村振興基本方針を策定するとともに、平成十七年度から開始された第六期対策において、振興山村に指定された高崎市（旧烏淵村）、桐生市（旧梅田村、旧飛駒村、旧黒保根村）、沼田市（旧池田村、旧（利）東村、旧赤城根村）、渋川市（旧小野上村）、藤岡市（旧日野村、旧三波川村）、安中市（旧坂本町、旧細野村）、みどり市（旧（勢）東村、旧福岡村）、上野村、神流町、下仁田町（旧小坂村、旧西牧村）、南牧村（旧月形村、旧尾沢村）、中之条町（旧沢田村、旧六合村）、長野原町、嬭恋村、高山村、東吾妻町（旧（吾）東村、旧岩島村、旧坂上村）、片品村、みなかみ町（旧水上町、旧新治村）の山村振興計画の策定を支援し、この計画等に基づき川場村を合わせた十九市町村の山村振興対策を推進した。

なお、平成二十三年八月には、地域の自主性及び自律性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、山村振興法においても、山村振興基本方針及び山村振興計画における策定義務のできる規定化、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意義務の事後報告化等の所要の改正が行われた。

(三) 「山村に学ぶ」特別対策事業の実施

学識経験者、教育関係者、山村地域に位置する町村職

員等により平成十二年度に設置した「山村に学ぶ推進研究会」において、子どもたちに「生きる力」と「豊かな心」をはぐくむための手法と山村の役割について調査・研究を行った。

また、「山村に学ぶ」特別対策事業により、平成十四年度には、中里村の化石のクリーニングの指導者育成等、上野村の各種体験プログラムの実践及び指導者育成、水上町の体験プログラムのパンフレット作成、新治村の体験メニューの作成及びパンフレット作成、十五年度には、上野村の体験交流のための郷土料理レシピ集作成、六合村の若山牧水の短歌の体験プログラム作成をそれぞれ支援し、青少年の山村地域での体験学習受入体制整備を促進した。

(四) 山村の地元資源活用促進事業の実施

山村地域の住民が主体となり、専門家や行政(地元市町村職員、他市町村職員、県職員)と協働して、地元(集落)の自然・風土・伝統文化・歴史・生活などについて、地元の人たちに関き、調査し、日頃気付いていなかった地域の資源を調査・再発見することにより地域活性化のきっかけづくりをすることを目的に、平成十四年度から十五年度にかけて、片品村越本地区及び神流町生利地区において資源調査を行い、地元資源を再発見することにより地域の活性化を推進した。

(五) ぐんまの山村体験学習推進事業の実施

平成十六年度から十八年度にかけて、ぐんまの山村体験学習推進事業により、体験学習のモデルコースなどをホームページ等により都市部や首都圏に向けて積極的にPRし、多くの子どもたちを山村に呼び込み、体験や交流を通して人間性や感性を豊かに育むとともに、山村地域に賑わいを創出することにより地域の活性化を促進した。

(六) 山村・都市の交流促進

平成元年六月に、振興山村指定市町村及び関係市町村を中心に設立した「ぐんまの山村・都市交流事業実行委員会」の活動支援を通して、山村と都市との相互交流の機会を創出するとともに、群馬の山村への移住・交流の促進に取り組む、山村地域の活性化を推進した。

「ぐんまの山村・都市交流事業実行委員会」は、平成元年度から二十年度まで「ぐんまの山村フェア」を開催した。

また、平成二十一年度からは、山村地域への移住・交流に関する情報を提供するホームページ「ぐんまの山村・都市交流情報館」を開設したほか、二十二年度から、首都圏の田舎暮らし希望者を対象とした「ぐんま田舎暮らし体験ツアー」を実施するとともに、山村の魅力を都市住民に対して紹介する「ぐんま山村散策マップ」や「ぐんまの山村ガイド」の作成に取り組んだ。

(七) 山村回帰支援事業の推進

平成十八年度から取り組んだ山村回帰支援事業では、「ぐんまの山村回帰支援研究会」を設置し、山村回帰の現状やニーズの把握、情報の共有を図るとともに、関係市町村の機運醸成や情報発信力の強化に努めた。

また、山村回帰に向けた受入体制整備について主体的に取り組む地域を「ぐんまの山村回帰支援モデル地域」として平成十九年度に二地域、二十年度に三地域指定し、地域の抱える課題の研究や具体的な体制整備について検討するとともに、首都圏への情報発信を行った。

以降、モデル地域においては、地域との連携により設置した地域協議会（黒保根交流居住推進協議会、西上州山村交流推進協議会、榛名山周辺交流居住推進協議会、尾瀬の郷片品村ふるさと交流推進協議会、沼田市交流居住促進協議会）の活動を支援し、それぞれの地域が指向する交流居住タイプに合わせた受入体制の整備を進めた。

平成二十年度には、地域協議会のメンバーと行政職員で構成する「ぐんまの山村回帰支援懇談会」を開催し、各地域の問題点、課題の共有や意見交換を行った。

また、平成二十年度からは、各種メディアを活用した「広報戦略プロジェクト」を実施し、本県の魅力を積極的にPRするとともに、関係市町村などと連携し、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」において「ぐんまの山村移住相談

会」を開催した。

（八）山村と都市との連携・交流支援プロジェクトの推進

山村と都市との連携・交流プロジェクトについては、川場村の世田谷区との交流による地域活性化の事例を踏まえ、平成二十二年において、振興山村地域十九市町村に対して、都市地域自治体との交流意向を調査を行ったうえで、二十三年度から、公益財団法人特別区協議会の協力の下、東京二十三区に対してアンケートや訪問・ヒヤリングを行うとともに、県内市町村から交流アイデアを募集し、東京二十三区のうち自治体間交流への関心が高いところに対して提案活動を実施した。

（九）豪雪地帯対策の推進

豪雪地帯対策特別措置法に基づく地域指定は、豪雪地帯と特別豪雪地帯に区分されるが、本県では、昭和三十八年に豪雪地帯の指定を受けた二十四市町村のうち、五十四年に特別豪雪地帯の指定を受けた片品村において種々の方策が講じられた。

第三項 特定地域企画推進

一 高崎競馬場跡地利活用検討

県では、平成十六年十二月に廃止された高崎競馬場跡地の活用を県の重要な課題と位置づけ、競馬場廃止以降、地元の高崎市と連携しながら、競馬場跡地の利活用に関する検討を進めてきた。

平成二十一年二月には、高崎競馬場跡地の利活用に関する県民アンケートを実施し、その結果を受けて、二十一年三月から二十二年三月にかけて「高崎競馬場跡地利活用有識者検討委員会」を組織し、六回にわたる検討を行った。

この県民アンケートと有識者検討委員会における議論等を踏まえ、平成二十二年度には、「展示施設(コンベンション施設)」、「教育・学術施設」、「サッカースタジアム」、「健康増進・福祉関連施設」、「公園施設」の五つの機能について、市場ニーズや経済効果など実現可能性を調査し、「展示施設(コンベンション施設)」が都市間競争に資する、多様な分野の人々の集客につながるなど、五つの機能の中で最も大きな経済効果を得られるという結果となった。

平成二十三年度には、この結果を有識者検討委員会に諮るとともに、「競馬場利活用基本方針」の策定に向け検討を行った。

二 赤城山振興

本県のシンボルである赤城山については、自然の素晴らし

さなど様々な魅力を有しており、県では、赤城山南東麓に広がる国道三五三号及び一・二二二号を「あかぎ・風ライン」と名付け、沿線市町村と連携してパンフレットの作成やホームページによる情報発信など広域的な観光振興を図ってきた。

平成二十二年一月には、赤城山の振興について、幅広い視点から意見交換・議論を行うため、有識者懇談会を設置し、十月までに五回の懇談会を開催した。

懇談会の意見を踏まえ、平成二十三年四月には、県と関係市村で構成する「赤城山広域振興協議会」を設置し、赤城山一体の観光振興を中心とする地域振興を中長期的に担う体制を整備した。

平成二十三年七月から九月にかけて開催された群馬デステイネーションキャンペーンでは、赤城山ポータルサイトの開設や赤城山周辺地域を周遊する宝さがしイベントを開催するなど、赤城山への観光誘客の促進を図った。

三 地域と東洋大学との連携

平成九年四月に板倉町に東洋大学板倉キャンパスが、国際地域学部、生命科学部の二学部で開学した。その後、二十一年四月に再編が行われ、生命科学部に新たに応用生物科学科、食環境学科が設置され、国際地域政策学部については都内のキャンパスへ全面移転した。

県では、平成二十年三月に東洋大学との連携による地域活性化を図ることを目的に、東洋大学・県・館林市・板倉町・東武鉄道を構成員とする「地域と東洋大学との連携に関する連絡協議会」を設置した。

協議会では、「まちづくり」、「産学官連携」を柱として、連

第五章 広 報 課

第一節 組織等の変遷

第一項 広 報 課

当課所属部局は、平成十四年四月は総務部、十五年四月から特別政策本部、十六年四月から企画分野、二十一年四月から企画部である。

構成係は、平成十四年四月は「広報係」「報道係」「テレビ係」「県民参加推進係」の四係、十五年四月からグループ制

携方策や取り組みべき課題について検討を行い、平成二十年四月には、県農業技術センターと東洋大学生命科学部が農業技術の開発と地域貢献を目的とした包括協定を締結した。

移行に伴い各係は各グループに、二十年四月から係制にもどるとともに県民参加グループを「企画広聴係」「インターネット係」に分割し五係に、二十二年四月から「企画広聴係」「インターネット係」を「広聴・インターネット係」に統合して四係になった。

平成二十四年三月の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は、次のとおりである。

次	広 報 課 長	広聴・インターネット係(六名)	広聴、ホームページ運営
---	---------	-----------------	-------------

報道係(三名)		
広報紙係(六名)	ぐんま広報、 グラフィくんま	道機関対応
テレビ広報係(六名)	テレビ・ラジオ 広報番組	記者会見、報

職名	在職期間	氏名
広報課長	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三一	堀 清一郎
〃	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一	新井 治男
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三一	松山 治子
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三一	高橋 真
〃	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三一	中村 精一
〃	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三一	石田 哲博
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三一	大矢 一

〃	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三一	折茂 泉
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	塚越 正弘
自平成二四・四・一 至平成二五・三・三一	自平成二四・四・一 至平成二五・三・三一	上原 訓幸

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 広報活動

一 広報刊行物による広報

情報の高度化や国際化に伴い、県民のニーズや価値観は複雑化、多様化してきた。このような変化の中で、県民に対する県政の情報発信や県民参加による行政の推進を図るため、広報の役割はますます重要となった。

県政の主要施策や話題などを紹介した県広報紙「ぐんま広報」は、県内全世帯を対象に、昭和五十六年十一月に第一号(タブロイド判四ページ、年四回)を発行。六十二年度から年六回の発行に、平成六年五月号から紙面をA4サイ



「ぐんま広報」と「グラフぐんま」

ズに変更。七年度から年十二回の発行とし、配布の同時性・迅速性を図るため、自治会配布から新聞折込による配布とした。

平成十二年八月号から、親しみやすい広報紙づくりのため、県民参加型による紙面づくりを行った。新聞未購読者への対応として、十四年七月号から民間企業の協力を得て、銀行やスーパー、コンビニなどで広報紙の配布を行った。

平成十八年五月号からタブロイド判八ページに変更。紙面内容も一新し、新設した「クロスワードパズル」には多くの県民から回答が寄せられた。二十一年五月号からは「おた

よりコーナー」を設け、県民対話型の広報紙づくりを行った。

平成二十年五月号からは、歳入確保のため広報紙に広告を掲載。二十一年六月号は日本広報協会が主催する全国広報コンクールで最高賞の特選（総務大臣賞）を受賞した。

県政を写真で分かりやすく紹介する「グラフぐんま」は、昭和四十二年五月に創刊。毎月一回の発行で、市町村や医療・金融機関、飲食店、理・美容院などに配布し、県民に親しまれている写真広報誌である。平成十三年度からカラーページを大幅に増やし、県政の主要施策や地域の話題を提供している。二十年九月に創刊五百号を発行した。

視覚障害者向けの広報として「点字広報」を昭和四十四年度から、「声の広報」を五十八年度から製作・発行した。当初は年四回の発行だったが、平成八年度から「声の広報」を、九年度から「点字広報」を毎月発行とした。二十一年度から「声の広報」を録音テープのほかにCDでの配布も行った。

そのほか、小学四年生～六年生を対象に、郷土の自然や文化・歴史などを漫画で紹介する「かぜつこ新聞」を平成四十二年十二月から十九年十二月まで年二回発行した。

県政の一年間の動きをまとめた「県政のあゆみ」を昭和四十七年度から平成十八年度まで発行した。十九年度からは「グラフぐんま」四月号に毎年掲載した。

本県の自然や文化・特徴などを写真を中心に英語で紹介する「PROFILE OF GUNMA」を昭和五十五年三月に創刊。その後、数年おきに改訂・増刷し、平成十九年三月に第八版を発行。多くの人に群馬の魅力を知ってもらえ

るよう、二十一年二月から民間書店での販売を開始した。

群馬県の人口が二百万人を達成したことを契機に、県民の郷土への愛着を深めることを目的に「ぐんまWith You」を平成六年三月に創刊。十四年七月に本県の特徴を風土・歴史・産業などの分野ごとに紹介する「knowledgeぐんま博物館的群馬」、二十年三月に「knowledgeぐんま群馬知的探訪」として発行した。

群馬県の特徴である利根川をテーマにした写真集「緑の水脈」を平成十六年六月に発行した。

二 新聞掲載による広報

昭和五十一年から「ぐんま広報」として、上毛・朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済新聞の七紙の県版記事下五段に掲載。六十二年から「県政コーナー」に名称変更し、県政の重点事項を年十回掲載した。

また、身近な行政施策や行事などを速報的にお知らせする「県政だより」を上毛新聞に毎日掲載した。平成十四年度から「ゆうまちちゃんの掲示板」として一新し、横書きにするなどして読みやすい紙面に変更した。二十年八月からは「ぐんまちゃんの掲示板」に名称変更した。

三 パブリシティ活動

新聞テレビラジオなどの報道機関による広報効果は非常に大きいため、報道係を窓口として報道機関との良好な関係を築きながら、これらの媒体を通じて積極的な県情報の周知、公表、宣伝を行った。

また、毎年八月に開催されている草津国際音楽アカデミーや平成二十二年に開催された県育樹祭などの県内行事に、天皇皇后両陛下をはじめ、多くの皇室の方々が御来県されたが、その報道については、県内外の報道機関との円滑な取材協力に努めた。

知事の定例記者会見については、毎週火曜日に行われる閣議と各大臣記者会見の内容を踏まえた内容とするため、平成二十一年十一月から開催日を月曜日から水曜日に変更した。その会見の要旨は、県ホームページに掲載し、そのほかの県の情報についても、積極的に記者発表や資料提供し、これらの内容についても直接県民が閲覧できるよう県ホームページに掲載した。

四 テレビによる広報

テレビは、文字では表現が難しい情報でも映像により直接的に伝えることができる。また画面効果や音楽、効果音などを加えることで、情報に質感を与え印象的に訴えることが可能である。

本県は、県域テレビ放送局「群馬テレビ」で広報番組を放送し、地域に密着した身近な話題や生活に役立つ情報を発信してきたが、県民の県政への参画意欲の高まりや、インターネットの普及、全国的なイメージアップ広報の盛り上がりといった自治体広報を巡る環境変化を受け、この時期、様々なコンセプトの広報番組を企画しその可能性を模索した。

平成十四年四月にはそれまでの「ぐんま With You」から「ぐんまインフォメーション」に、さらに十八年四月には「風人の画布(キャンバス)」に変更し、県政情報の印象的な発



「ぐんま一番」画面

信により、県民の県政参画を促進することとに重点を置いた番組づくりに取り組んだ。

平成二十一年四月からは、全国的な自治体のイメージアップ広報の流れを受けて番組を一新、県の魅力を紹介する「鶴太郎のぐんま一番」(二十一年四月

～二十二年三月)「ぐんま一番」上毛かるた編」(二十三年四月～二十四年三月)を放送した。いずれも県ゆかりの芸能人リポーターが県内各地を訪れ、ぐんまが全国に誇る名物や名所、取り組みなどを県の魅力として紹介するバラエティ情報番組で、県のイメージアップの機運を高めるだけでなく、県民一人一人をその担い手と捉え、そのための素材を提供することをねらいとしている。二十一年四月から四年間、栃木県の県域放送局である「とちぎテレビ」でも放送し一定の成果を得た。

定番組がバラエティ色を強める一方で、東国文化の中心地としての歴史や、国際戦略、富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産登録など、時々県の課題や取り組みなどは特別番組として放送した。また平成十七年から二十二年には、庁内の事業担当課が企画した番組を自主制作番組として放送した。職員をリポーターやナレーターとして出演させるなど、庁内の広報マインドの向上を意図するものでもあった。

県民への制度周知や行事のお知らせなどの情報は、平成十九年三月までは昼ワイド番組内、同年四月からは夕方のニュース番組内のミニコーナー「県政インフォメーション」で放送した。

このほか、例年元日には、知事自らの出演により新年の抱

負や、重点的に取り組んでいる県施策などを語る「新春知事特別番組」の放送を継続した。

番組以外には、テレビ・モニターシャルの放送も行った。県有施設や県をあげてのイベント、群馬県の良さを伝えるイメージCMなどを作成し、広報番組内で放送した。

五 ラジオによる広報

県域エフエム放送局である「エフエムぐんま」を活用し、県民へのお知らせなどを発信した。主なものは「県政ガイド」と「ぐんま情報トッピング」で、いずれもワイド番組内の一〜五分程度のミニコーナーであった。

県政ガイドは、月曜日から金曜日までの夕方、県からのお知らせをアナウンサーが紹介する番組で、平成十七年三月までは、土日曜日にポルトガル語、スペイン語、英語の放送も行った。その後、親番組の名称変更に伴い番組名を「あさナビPREF(プレフ)」とし、各回一分程度、県からの情報を放送した。

ぐんま情報トッピングは、県庁と放送局を電話回線をつなぎ、県担当者が番組出演する形を長らく続けてきた。放送時間は、月曜日から木曜日まで各回四分程度であった。また平成十八年四月からは県政ガイドに代わり、毎週日曜日、ポルトガル語による放送も行った。

このほか、県主催のイベントや制度などの周知を図るため、ラジオCMを年二十四本程度企画し放送した。

六 インターネットによる広報

群馬県ホームページは、本県におけるインターネット広報の主要なメディアであり、平成八年度の開設以来、公式ウェブサイトとして、その役割を果たしてきた。

一般に、ホームページは、情報を迅速、大量に、多様な表現(文字、画像等)で、県内外に向けて発信することができ、また、県民からの意見や提案等の収集もできる双方向のメディアである。

このような特徴を生かし、これまで、暮らしに関する情報や観光情報、安全・安心に関する情報、事業者向けの情報など、県政に関する幅広い情報を発信してきた。

アクセス数は年々伸び続け、平成二十三年度のトップページビュー数は、三百四十万件に達した。特に、東日本大震災のあった二十二年度やその翌年度は、アクセス数の増加が著しい状況であった。また、社会情勢や時代の流れに合わせ、デザインや機能の見直し、機器更新などを繰り返した。

平成十五年四月 モバイルサイトの開設

平成十七年三月 中国語及び韓国語ページの開設



群馬県ホームページ

平成十八年七月 機器更新、CMSの導入等

平成二十年八月 知事の部屋を一新

平成二十三年一月 機器更新、CMSの変更等

また、県ホームページを効果的に活用し、直接、県政情報を県民に届けることを目的に、平成十四年四月から、毎週一回の頻度でメールマガジン「ぐんま見聞録」の配信を始めた。その後、十九年九月には、構成や内容を大幅に見直し、新たなメールマガジン「ぐんまとGUMMA」に一新した。

なお、創刊当初の登録者は、四千人程度であったが、平成二十三年度には、九千人程度まで増加した。

七 県民リポーターによる広報

県民リポーター制度は、県民による地域情報の収集と発信の道を開き、県民の県政への参画意欲の向上を図り、もって行政と県民のパートナーシップを促進することを目的に、県民参加のモデル事業として、平成十六年四月にスタートした。

県民リポーターは、県内の地域行事やイベントなどに関心を持っている県民からの応募を受け、広報課長の選考により知事が委嘱した。委嘱期間は約二年間で、その間に、思いの話題を見つけて取材し、記事や写真、映像にまとめ、県へ情報提供された。提供されたリポーターは、県ホームページやグラフぐんま、ぐんま広報などで紹介した。

また、平成二十一年度からは、優秀なリポーターに対し、謝礼(図書カード)を支給することとした。

第二項 広聴活動

一 広聴事業

県には、県民等からの様々な提案や意見、苦情などが寄せられる。県政の主役は県民であり、県政を進めていくには、広く県民の声を聴き、時代の変化やニーズを素早く、また、きめ細かく把握し、施策に反映させていくことが重要で

ある。このことを踏まえ、県は様々な広聴事業を展開してきた。

まず、平成十三年度から県ホームページを活用し、県政に対する提言等を募集してきた「知事への手紙」がある。二十年度には、より多くの提案を集めるため、名称を「わたしの提案(知事への手紙)」に変更した。

この他、電話やメール、手紙、FAX等による県民の声も多くいただいております。これらは、「わたしの提案(知事への手紙)」と合わせ、関係各当局において、事業運営や施策展開の参考にしてきた。

また、県民の声を受動的に把握するだけでなく、能動的に収集する手段として、県政世論調査を実施した。これは、県民の暮らしや環境等に関する県民アンケート調査で、年一回行っていたが、平成十九年度の調査をもって終了した。その翌年度から二十三年度まで、企画部企画課において、類似の調査を実施した。

この他、直接対話型の広報・広聴事業として、「出前なんでも講座」を実施した。

二 出前なんでも講座

出前なんでも講座は、直接対話型で、県政情報の提供や意見交換を行うことで、情報共有や県民ニーズの把握を図

るとともに、職員の社会参加を促進し、もって県民との信頼関係や協働関係を構築することを目的に、平成十四年六月からスタートした。

講座のメニューは、県政に関するものを中心に五百程度を用意した。特に本県は、県政に関する講座の他、職員の個人的な特技についても、社会貢献活動の一環として、講座を用意したところが特徴的である。また、人気のある講座は、その時々々の社会問題などを反映した生活に密着する講座が多かった。



出前なんでも講座

主な対象は、学校や公民館等の公的団体、町内会や子供会等の地域の団体、企業等民間団体などが主催する概ね十五人以上の集会などである。なお、営利を目的とする講演会など、事業の趣旨に反する場合は対象としていない。

第六章 情報政策課

第一節 組織等の変遷

第一項 情報政策課

平成十四年四月、群馬県電子県庁推進計画の策定に向けて、課内室のIT推進室を廃し、電子県庁推進グループを設置するとともに、指導支援グループを統合した企画推進グループ、ネットワークシステムグループの三グループ体制とした。

平成十五年四月、企画部を廃し特別政策本部が設置されたことに伴い、総務部に移管された。

平成二十年四月、理事制・グループ制が廃止され、組織は企画部に移管されるとともに、群馬県情報化推進計画の進捗管理と情報セキュリティ対策等を行う企画推進係と、情報通信格差是正等を行う地域情報化係を設置し、ネットワークシステム係、電子県庁推進係との四係体制となった。

平成二十一年四月、県庁情報通信ネットワークとコミュニケーションシステムの更新に向け、係体制の整理を行い、庁内の情報化を推進する行政情報化係、地域の情報通信格差是正や地上デジタル放送対策等を推進する地域情報化係、庁内の情報通信基盤整備や情報セキュリティ対策等を行うシステム管理係の三係体制とした。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

情報政策課長		次長
行政情報化係 (五名)	情報化推進計画、電子申請等受付システム、統合型GIS	地域情報化係 (二名)
地域情報化係 (二名)	地上デジタル放送対策、携帯電話エリア整備対策、ブロードバンド整備対策	システム管理係
システム管理係	県庁情報通信ネットワーク運用、コミュニ	

(六名)
Ｉシヨシシステム運用、 情報セキュリティ対策

職名	在職期間	氏名
情報政策課長	自平成一四・四・一 至平成一七・三・三一	嶋 一哉
〃	自平成一七・四・一 至平成二〇・三・三一	奈良 三郎
〃	自平成二〇・四・一 至平成二二・三・三一	武藤 敏行
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	須藤 文規
〃	自平成二三・四・一 至平成二三・四・一	岡 義久

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 情報政策の推進

情報通信技術（ＩＴ）の目覚ましい発展とインターネットの普及が急速に進むなか、本県では、平成十三年三月に策定

した「群馬県情報化推進計画（ぐんまネットプラン）」において、ＩＴを活用することにより行政事務の効率化やサービスの質的向上を図る方向性が示され、これに基づき十四年七月に「群馬県電子県庁推進計画」を策定し、ホームページの活用や市町村と共同で利用する電子申請・電子入札システム整備等、具体的な取組を進めた。

政府においては、「ＩＴ戦略本部」が、平成十五年七月に「e-Japan戦略Ⅱ」を策定し、従来のＩＴ基盤整備から、ＩＴ利活用による社会・経済システムを変革する施策へと転換した。

政府が推進した「e-Japan戦略」、「e-Japan戦略Ⅱ」により、ブロードバンドインフラの整備と利用は広がり、高機能携帯電話の普及、電子商取引の環境整備と利用拡大が図られた。その一方で、行政サービスや医療、教育分野等におけるＩＴ利活用に対する国民満足度の向上、地域・世代間における情報格差の是正、情報セキュリティや防災・災害対策の充実、企業経営におけるＩＴ利活用等が課題となっていた。

本県においても、県民の情報リテラシー向上促進を目的に最新の情報関連機器やシステムを展示する「ぐんま情報化フェア（平成十四～十六年度）」、基礎的なインターネット利用技術を習得する「インターネット講習（情報基礎技能

普及事業（十五～十七年度）等を開催するなど、IT活用促進や情報格差是正の取組を実施した。また、全国の地方公共団体を結ぶ広域的で機密性の高い「総合行政ネットワーク（LGWAN）」の整備を進め、十五年度に県内全市町村の接続が完了した。

政府の「IT戦略本部」は、平成十八年一月に「IT新改革戦略」を策定し、少子高齢化社会におけるIT活用について、様々な施策を打ち出した。

本県においては、インターネットの人口普及率四五・一％（平成十七年三月末現在）、ブロードバンド契約世帯比が四〇・〇％（十八年三月末現在）となり、県民のIT利用率が高まっていた。また、携帯電話・PHSの契約数人口比は六八・五％（十八年三月末現在）まで達し、日常生活に必要な不可欠な情報端末となっていた。

こうした状況を踏まえて、平成十九年三月、県民の誰もがITの利便性を享受し、便利で安全・安心な生活を営み、豊かさやゆとりが実感できる社会の実現と地域社会の活性化を目指し、「群馬県第二次情報化推進計画（新ぐんまネットプラン）」を策定した。新ぐんまネットプランでは、情報通信技術の利用環境の充実、元気で安全・安心な県民生活の確保、地域産業の活性化、電子自治体の推進等の基本方針を掲げ、県民の情報活用能力の向上、学校における情報教

育の充実、防災・防犯への対応、就労・就業の支援等の施策を実施した。

また、電子自治体推進のため、平成十九年三月「群馬県第二次電子県庁推進計画」を策定し、ITを活用した行政サービスの充実、効率的な電子県庁の推進、情報セキュリティ対策の充実を図った。

携帯電話に代表される身近な情報端末の普及は、従来のホームページに加えて、新しい情報サービスが普及させた。中でも、ブログ等のソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）は、スマートフォンやタブレット端末の普及と相まって、情報提供を中心とした一方通行型の情報発信ではなく、誰もが情報発信者となり得る双方向型情報サービスである。モバイル端末と双方向型情報サービスの普及により、通信データ量は飛躍的に増加し、新たな高速通信網の整備が必要となった。

平成二十四年三月、誰もがICT（情報通信技術）の利便性を実感できる環境整備、人と人を結ぶICTの利活用、最新の技術を生かした情報システムの最適化を基本方針に「群馬県第三次情報化推進計画」を策定し、超高速ブロードバンド未整備地域の解消、地上デジタルテレビ放送難視聴世帯対策、医療・福祉・子育て分野における情報システムの構築、クラウドコンピューティングの導入等の新技術を活用した情

報システムの最適化を推進した。

第二項 地域情報化の推進

一 地域情報化の推進

情報化時代に対応して、誰もがITの利便性を実感できる地域社会を実現するため、平成五年に設立された「群馬県地域情報化推進協議会」では、県と市町村が民間事業者の協力を得て、親子パソコン教室や県民パソコンチャレンジ講座、パソコン年賀状コンテスト、自治体職員向け情報化研修等を開催した。二十二年四月、群馬県地域情報化推進協議会は、「群馬県広域行政ネットワーク運営協議会」と統合し、名称を「群馬県情報化推進協議会」に改めた。

また、県内コンテンツ産業の振興を図るために活動している団体に、「ブロードバンドコンテンツ「ぐんまほっとスポット」水の織りなす風景」の作成を委託し、県内コンテンツ産業の振興や人材育成を図った。

二 情報格差是正の推進

山間地域など地理的条件等から生じる情報格差を是正するため、民放テレビ放送難視聴解消事業及び携帯電話サービス未提供地域解消事業を実施した。

民放テレビ放送難視聴解消事業は、民放テレビ放送が一波も良好に受信できない地域の難視聴を解消するため、市町村が中継施設や共同受信施設などを整備する場合に国及び県が費用の一部を支援する事業である。

この事業における平成十四年度から十七年度までの事業実績は次表のとおりである。

民放テレビ放送難視聴解消事業の実績

年度	設置施設	市町村	地区	対象世帯
平成一四	共同受信施設	片品村	鎌田	六六
	共同受信施設	水上町	鹿野沢	一六四
一六	共同受信施設	妙義町	菅原・諸	二〇〇
一七	共同受信施設	妙義町	室戸・妙義	一一九

なお、平成十五年十二月から、三大都市圏で地上デジタルテレビ放送が開始され、十七年十二月から県内の一部でも放送が開始されたことにより、テレビ放送の難視聴対策は地上デジタル放送対策へと移行した。

携帯電話サービス未提供地域解消事業は、携帯電話など移動通信サービスが受けられない地域を解消するため、過疎・辺地などを有する市町村が移動通信用のアンテナ設備を整備する場合、国及び県が費用の一部を支援する事業である。なお、本県においては、平成十九年度に県単独の「群馬県携帯電話等エリア整備事業費補助金」を創設し、国庫補助の対象とならない小規模設備の整備についても支援を実施した。

この事業の平成十四年度から二十三年度までの事業実績は次表のとおりである。

携帯電話サービス未提供地域解消事業の実績

年 度	設置市町村地区	事業者	補助の種類
平成一四	鬼石町三波川	Jフオン	国庫十県単
一八	上野村乙父	ドコモ	国庫十県単
一九	桐生市下田沢	ドコモ	県単独
	上野村新羽	ドコモ	県単独
	南牧村砥沢・星尾・羽沢	ドコモ	国庫十県単
二〇	桐生市上田沢	ドコモ	県単独
二一	桐生市上田沢	ドコモ	国庫十県単
	神流町魚尾・神	ドコモ	国庫十県単

二二	ケ原・平原 桐生市下田沢 (三方所)	ドコモ	国庫十県単
二三	上野村檜原	ドコモ	国庫十県単
	上野村野栗沢	ドコモ	国庫十県単

三 地上デジタル放送対応

平成十三年六月、急速に進展するデジタル技術を活用した多様な放送サービスの提供と、限られた電波周波数の有効利用を目的に、国は電波法の一部を改正し、二十三年七月二十四日までに地上デジタルテレビ放送（以下、地上デジタル放送）へ完全移行し、地上アナログテレビ放送は終了することとなった。

平成十七年十二月、本県においても一部の地域で地上デジタル放送が受信可能となったが、デジタル波に移行しても中継施設や共聴施設を利用しなければならぬ難視聴地区においては、共聴施設等の改修や新設が必要となった。

国においては、平成十九年度に「辺地共聴施設整備事業」を創設し、共聴施設等のデジタル化改修・新設に対して支援を開始した。本県では、国の支援に加えて「群馬県地上デジタル放送共聴施設整備事業費補助金」を創設し、事業主体の負担を軽減する独自の支援を開始した。また、二十一年

四月から、情報政策課内に「県民地デジ電話相談員」を配置し、県民に対する広報や相談業務を行った。
群馬県地上デジタル放送共聴施設整備事業における平成二十年度から二十三年度までの事業実績は次表のとおりである。

地上デジタル放送共聴施設整備事業の実績

年度	実施市町村	事業内容	施設数	世帯数
平成二〇	桐生市	改修	二	二〇
二二	桐生市	改修	一	二五
	渋川市	改修	四	七四
	下仁田町	改修	九	五四八
	長野原町	改修	七	七三五
	嬭恋村	改修	六	二四五
	草津町	改修	三	五六
	片品村	改修	一	二五
	みなかみ町	改修	一	三〇
	高崎市	改修	一	五五
	渋川市	改修	一	五六
	藤岡市	改修	二	八
安中市	改修	四	三〇	
下仁田町	改修	一〇	二一六	

年度	実施市町村	事業内容	施設数	世帯数
二三	長野原町	改修	四	一九五
	嬭恋村	改修	二	一三四
	東吾妻町	改修	一	九
	片品村	改修	二	三四
	昭和村	改修	一	三五
	みなかみ町	改修	二	一〇一
	桐生市	新設	四	一六九
	藤岡市	新設	三	二七
	安中市	新設	三	八〇
	嬭恋村	新設	六	七六
	草津町	新設	二	四二
東吾妻町	新設	一	六	
みなかみ町	新設	一	九	
嬭恋村	改修	一	六	
桐生市	新設	一	四五	
安中市	新設	一	九	
長野原町	新設	二	三八	

また、直営ケーブルテレビにより視聴を行っていた上野村、神流町、南牧村、中之条町(旧六合村)、東吾妻町(旧吾妻郡東村)については、いずれも平成二十二年三月までに地上デジタル放送対応の改修を終了した。

第三項 行政情報化の推進

一 電子県庁の推進

平成十四年七月に策定した「群馬県電子県庁推進計画」、十九年三月に策定した「群馬県第二次電子県庁推進計画」では、行政事務の効率化や県民サービスの質的向上を図るため、申請・届出の電子化、入札・調達手続の電子化、文書管理の電子化、歳入手続の電子化等の推進を目的としていた。

情報政策課においては、平成十五年度から市町村と共同で、インターネットを利用して行政手続が可能となる「ぐんま電子申請等受付システム」の開発に着手し、十七年十月に運用を開始、申請届出等の四十六手続と十八施設の予約手続を電子化した。

平成二十一年九月には、操作性や利便性を向上させた新システムを構築し、八十一手続、二十八施設の予約を可能とした。

また、庁内の地図情報を共有化し、統合による経費削減と業務の効率化を図るため、庁内向け統合型GIS（地理情報システム）と外部公開向け統合型GIS（愛称「マップピングぐんま」）を開発し、平成二十年三月に稼働させた。マップピングぐんまでは、県民に役立つ防災、防犯など三十一件の地図

情報を公開した。

事務の電子化が進むにつれ、情報セキュリティ対策の重要性が高まっていた。本県では、平成十五年三月に「群馬県情報通信技術の利用における安全性と信頼性の確保に関する基本要綱（群馬県情報セキュリティポリシー）」を策定し、職員研修や情報セキュリティセルフチェックを実施した。また、十七年度に、全所属を職員が巡回して情報セキュリティ対策巡回指導を行った。また、同年度から二十年度の間に、県庁情報通信ネットワークや財務会計システム等の主要な二十システムの外部監査を実施した。

二 県情報通信基盤の整備、活用

県庁舎の建設にあわせて整備が進められた「群馬県庁情報通信ネットワーク」は、平成十一年三月までに県内すべての地域機関等と在京機関がネットワークで接続され、十二年度から全面運用が開始されていた。

県庁情報通信ネットワークは、各種業務システムや電子メール、インターネット閲覧等多くの職員が利用する業務基盤であり、また、ホームページによる情報提供や電子申請等による県民サービス向上のための重要な通信基盤である。

ネットワークの運用開始時には、コミュニケーションシステム、財務会計システム等六システムが稼働したが、平成十四

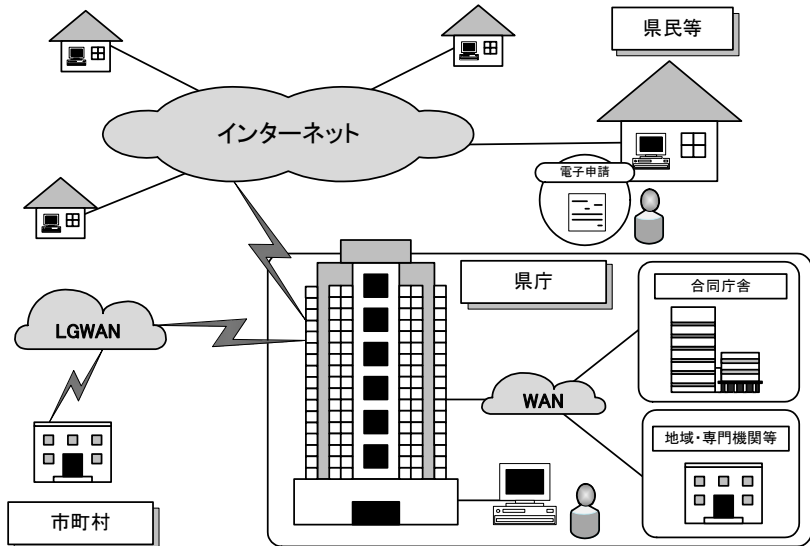
年度には統計情報システムや土木総合システム等が追加され十六システムに、十六年度には二十八システムにまで増加した。

利用する業務システムの増加に伴う通信量の増大と機器の老朽化に対応するため、平成十七年七月にネットワーク回線及び通信機器の更新を行い、第二次ネットワークに移行した。この更新により、県庁舎と地域・専門機関等を結ぶWANを光回線化した上で、回線速度を増速した。また、新たに大阪事務所、名古屋事務所に接続した。

平成二十二年十月には、地域・専門機関の回線をさらに増速し、接続機器の認証等のセキュリティ対策を強化した第三次ネットワークに移行した。二十四年三月現在、利用する情報システムは四十六システムとなった。

また、LGWANに、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）による県認証局を設置し、県庁内の組織認証を実施するとともに、市町村に対して認証局の設置を指導した。

群馬県庁情報通信ネットワークシステム 概要



第七章 統計課

第一節 組織等の変遷

第二項 統計課

平成十四年四月現在の統計課の組織は、四グループ（企画普及グループ、統計分析グループ、人口社会グループ、経済産業グループ）体制であった。

平成十五年四月、組織の再編により、企画部から総務部に移管したが、二十年四月企画部へ移管し、グループ制から係制となった。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長は、次のとおりである。

統計課長	企画普及係	統計の普及啓発、統計情報システム、統計書等の刊行、統計調査員確保対策
次長	(四人)	

			統計分析係 (六人)
	経済産業係 (八人)	人口社会係 (七人)	
工業指数	経済センサス、農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査、毎月勤労統計調査、特定サービス産業実態調査、鉱工業指数	校基本調査	県民経済計算、市町村民経済計算、景気動向指数、産業連関表、統計活用の研究
	経済センサス、農林業センサス、工業統計調査、商業統計調査、毎月勤労統計調査、特定サービス産業実態調査、鉱工業指数	国勢調査、家計調査、移動人口調査、小売物価統計調査、消費者物価指数、労働力調査、学校基本調査	

職名	在職期間	氏名
統計課長	自平成一四・四・一 至平成一六・三・三二	持田 和好
〃	自平成一六・四・一 至平成一七・三・三二	角橋 勝
〃	自平成一七・四・一 至平成一八・三・三二	関口 宏
企画部参事 兼統計課長	自平成一八・四・一 至平成一九・三・三二	相羽不二雄
統計課長	自平成一九・四・一 至平成二〇・三・三二	西澤 正美
〃	自平成二〇・四・一 至平成二一・三・三二	小渕 吉信
企画部参事 兼統計課長	自平成二一・四・一 至平成二二・三・三二	小渕 吉信
統計課長	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三二	新井 輝男
統計課長	自平成二三・四・一 至平成二四・三・三二	石倉 正

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 人口・住宅統計

一 国勢調査(基幹統計)

平成十七年国勢調査 第一回調査以来、十八回目の調査であり簡易調査であるため、調査事項は前回調査に比べ五事項少ない十七事項となった。特色としては、「高齢化の実態を明らかにする」、「外国人の居住状況を明らかにする」等であった。

平成二十二年国勢調査 大規模調査の年であるため、調査事項も前回調査より五事項多い二十二事項となった。「居住期間」、「就業時間」が新たに加わり、「通勤・通学時間」、「居室数」が削除された。特色としては、「就業形態及び雇用形態の多様化の実態を明らかにする」、「世帯構造に関する統計の充実を図る」等であった。

世帯数及び人口の推移

年次	世帯数	人口	
		総数	(人)
平成一七年	七六,二〇三	二,〇四,三三五	九六,三四六
			一,〇七,七六九

二三年	七五、七五	二、〇八〇、六八	九八、〇〇九	一、〇〇〇、四九
-----	-------	----------	--------	----------

二 群馬県移動人口調査

この調査は、国勢調査間における世帯、人口及びこれらの移動状況を明らかにして、各種行政施策の基礎資料とするもので、毎月一日現在における世帯数等を公表した。

社会移動の推移

年次	転入		転出		差引	
	実数 (人)	率 (%)	実数 (人)	率 (%)	実数 (人)	率 (%)
平成一四年	四六、六六	二、三三	四九、三七	二、四三	三、一五	一、二二
一七年	四七、九四	二、三六	四七、一三	二、三三	三、二五	一、〇六
二三年	三三、八六	一、七九	三九、九三	一、九九	四、〇七	三、〇〇

※ 県外転出入のみである。

三 群馬県年齢別人口統計調査

この調査は、国勢調査間の市町村別・年齢別人口を明らかにして、各種行政施策の基礎資料とするため、毎年十月一日現在の市町村別・年齢別人口を推計するもので、昭和

五十五年十月から調査を開始した。

四 住宅・土地統計調査(基幹統計)

この調査は、我が国の住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を明らかにすることにより住宅関係施策の基礎資料を得ることを目的として昭和二十三年以来、五年ごとに実施している。

平成十五年に十二回目、二十年に十三回目の調査を実施した。

住宅及び世帯の居住状況の推移

年次	住宅数		
	総数	居住世帯あり	居住世帯なし
平成一五年	七九八、七〇〇	六八四、六〇〇	一一四、一〇〇
二〇年	八五、八〇〇	七五、三〇〇	一三〇、四〇〇

※ 標本調査による推計値であるため、十位四捨五入して百位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数と一致しない。

第二項 産業統計

一 農林統計

(一) 農林業センサス(基幹統計)

この調査は、農家や林家、農林業を営む事業体などを対象に、就業状況、土地の保有・利用形態、農林産物の生産状況等を調査し、農林業の基本構造とその変化を明らかにし、農林行政の基礎資料を得ることを目的としている。

農業についての調査は五年ごと、林業については十年ごとに行われてきたが、平成十二年以降は林業も五年ごとに行われ、十七年には農業で十二回目、林業で六回目の調査を実施した。二十二年には、農業で十三回目、林業では七回目の調査を実施した。

農家数、経営耕地面積等の推移

年次	農家数 (戸)	販売 農家	自給的 農家	経営耕地面積 (ヘクタール)	同上戸当り (ヘクタール)
平成十七年	六二,五三七	三八,五〇八	二四,〇一九	五二,二六三	〇八四
二十二年	五七,五五二	三二,九二四	二五,三八	四九,〇八〇	〇八六

二 商工統計

(一) 商業統計調査(基幹統計)

この調査は、商業活動の実態を明らかにし、商業に関する

施策の基礎資料を得ることを目的として、三年ごとに卸売・小売業、飲食店を対象に実施されてきたが、平成四年を最後に一般飲食店は対象から除かれた。また、九年以降は五年ごとに「本調査」を実施し、中間年(本調査の二年後)に「簡易調査」を実施していたが、その後、全国すべての企業・事業所を対象とする「経済センサス」(基礎調査・活動調査)が創設されたことに伴い、既存の大規模統計調査の枠組みの見直しが行われ、従前の商業統計調査(簡易調査)で把握すべき事項は「経済センサス・活動調査」で把握することとし、商業統計調査(本調査)は「経済センサス・活動調査」実施年の二年後に実施することとなった。

商業の年次別推移(卸売・小売業)

年次	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額	
			実数 (億円)	対前回 増減率(%)
平成十四年	二七,八三三	一八〇,六二二	五、六四	△二四
一六年	二六,九三三	一七三,九〇一	六〇,四五六	二二七
一九年	二四,七七	一六九,八九六	六八,三〇〇	一一三〇
二四年	一八,〇七一	一三〇,四二二	六〇,八五三	△二〇九

(二) 工業統計調査(基幹統計)

この調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、製造業に属する事業所を対象に毎年十二月三十一日現在で実施されている。調査の範囲は、西暦末尾が〇、三、五、八年については全数調査を実施し、それ以外の年は従業者三人以下の事業所の調査を特定業種に限定して実施していたが、平成十四年に従業者三人以下の特定業種の事業所調査を中止し、二十二年は経済センサス・活動調査の実施に伴い、従業者四人以上の事業所を対象に実施した。二十四年以降は、経済センサス・活動調査の調査対象年を除き、従業者四人以上の事業所を対象に実施することとなった。

年次	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等	
			実数 (億円)	対前回 増減率(%)
平成十四年	七、〇二六	二七、五四七	七二、五二二	△七一
一七年	六、八五二	二〇、八八三	七七、三〇〇	一八
二二年	五、五〇九	一九、五六八	七五、二八八	一三三

工業の年次別推移

(三) 特定サービス産業実態調査(基幹統計)

昭和四十八年に特定サービス産業実態統計調査が行われ、五十四年から特定サービス産業実態調査として、毎年十一月一日現在で実施した。この調査の対象業種は、調査開始以来毎年調査している基本調査業種(物品賃貸業、情報サービス業の二業種)と、その時勢において統計整備を必要とされる業種のうちから選択して行う選択調査業種で、これまでに二十八業種について調査した。なお、平成二十三年は「平成二十四年経済センサス・活動調査」(基準日は二十四年二月一日)の中で、必要事項を把握することとして、単独での調査は行われていない。

特定サービス産業実態調査(基本調査業種)の年次別推移

年次	事業所数		従業者数(人)		年間売上高(百万円)
	物品賃貸業	情報サービス業	物品賃貸業	情報サービス業	
平成十四年	八三	一〇八	六四四	四、九九	五二、二四九
一七年	八八	九九	六四八	四、七九五	四五、四五一
二三年	二六	八一	六〇四	二、二六三	三四、三七〇
					二九、五七六

※平成二十二年の「情報サービス業」は「情報処理・提供サービス業」を掲載。

(四) 群馬県鉱工業指数

昭和二十八年年度に生産指数(二十六年一月分から)の作成から開始した鉱工業指数は、五十四年度からは出荷指数及び製品在庫指数を加えた。その後、平成十年度からさらに製品在庫率指数を加えた。また、十五年度、二十年年度には基準改定を行った。

群馬県鉱工業指数の年次別推移(総合)

(平成十七年=100)

年次	生産	出荷	在庫	在庫率
平成二十二年	八三・八	八六・四	一一〇・二	一七四・七
二十一年	一〇三・〇	一〇八・六	九三・七	一一七・四
二十三年	九七・五	一〇〇・八	一〇一・九	一二七・三

三 サービス業統計調査

この調査は、我が国のサービス業を営む事業所の経済活動及び業務の実態を統一的に調査し、全国及び地域別のサービス業に関する基礎資料を得ることを目的に平成元年に

第一回調査が行われ、以後五年ごとに十六年まで実施した。

なお、「経済センサス」(基礎調査・活動調査)が創設されたことに伴い、平成十六年調査を最後に当該調査に統合された。

サービス業を営む事業所の推移

年次	事業所数	従業者数(人)	事業収入額(百万円)
平成十六年	三五,〇五三	二二五,四二二	一,六八三,五六七

※「事業収入額」は経営組織が「個人」、「会社」の合計額

四 事業所・企業統計調査

この調査は、事業所及び企業を対象とする国勢調査として位置づけられ、地域別、産業別、規模別に事業所の活動状況を調査して、我が国の経済の実態を明らかにし、経済諸施策の立案や各種統計調査のための基礎資料を提供することを目的として、昭和二十二年に第一回の調査が行われ、以後三年ごとに実施したが、六十一年調査からは五年ごとに本調査を実施することとなった。その後、平成八年調査から本調査の三年後に簡易な調査をすることとなった。

なお、「経済センサス」(基礎調査・活動調査)が創設されたことに伴い、平成十八年調査を最後に当該調査に統合され

た。

事業所数の推移(民営事業所)

区 分	平成一六年	平成一八年
総数	一〇〇,三〇六	九九,四二一
うち製造業	一三,八五〇	一三,一〇四
うち卸売・小売業	二六,九七五	二六,八一—
うち医療・福祉	四,三四九	四,八八五

従業者数の推移(民営事業所)

区 分	平成一六年	平成一八年
総数	八五三,六六四	八八五,五〇九
うち製造業	二四三,六三七	二四二,三三〇
うち卸売・小売業	一八二,六六四	一八三,五九九
うち医療・福祉	六二,三二〇	七二,九九四

五 経済センサス(基幹統計)

すべての事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の精度向上

に資する母集団情報を得ることを目的に「経済センサス」が創設され、従業者規模等の基本的構造の把握に重点を置いた「経済センサス基礎調査」の第一回調査を平成二十一年七月に、また、売上(収入)金額等の経理事項の把握に重点を置いた「経済センサス活動調査」の第一回調査を二十四年二月に実施し、以後、それぞれの調査を五年ごとに実施することとなった。

なお、「経済センサス(基礎調査・活動調査)」が創設されたことに伴い、従来の「事業所・企業統計調査」、「サービスマ基本調査」をはじめとした大規模調査は当該調査に統合されたほか、平成二十一年商業統計調査、二十三年工業統計調査の調査事項についても、活動調査の中で、把握することとし、事業者の記入負担の軽減を図った。

事業所数の推移(民営事業所)

区 分	平成二二年	平成二四年
総数	一〇一,八四一	九三,五五六
うち製造業	一二,六八八	一一,八一七
うち卸売・小売業	二六,一八八	二二,九五八
うち医療・福祉	五,五二五	五,六九〇

従業者数の推移(民営事業所)

区分	平成二十二年	平成二十四年
総数	九二一,四七五	八七八,五四〇
うち製造業	二二九,〇七〇	二二二,七〇八
うち卸売・小売業	一九一,一八七	一七一,六八四
うち医療・福祉	八六,一七二	九三,四三七

第三項 経済統計

一 県民経済計算

企業、家計、財政等の経済主体が一年度間に新たに生み出した価値(付加価値)を、生産・分配・支出の三面から総合的にとらえるため、昭和三十四年度以降県民経済計算の推計を行っている。

平成十七年度からは、より早期に経済成長の動向を把握したいとの要望に応えるため四半期速報の推計・公表を開始した。

県内総生産等の推移

項目	平成一七年度	平成二二年度
県内総生産(名目)(億円)	七五,五一七	七〇,四二八

県内総生産(実質)(億円)	八二,八九四	八〇,二四一
県民所得(百万円)	五七,七〇四	五〇,八七四
一人当たり県民所得(千円)	二,八五一	二,五三五

二 市町村民経済計算

昭和三十七年度以降、各市町村が行う市町村民経済計算の指導に当たるとともに、市町村が確定した推計結果のとりまとめを行っている。

平成十三年度には、従前の推計(分配面のみの推計)に新たに生産面の推計を加え、これに伴い事業名を「市町村民経済計算」と改めた。

三 群馬県景気動向指数

平成三年度以降研究を進めてきた景気動向指数(四半期報。七年一(三月分)を七年七月に作成・公表するとともに、景気基準日付を発表した。その後、十年四月(十年一月分)からは、月報とした。

平成十四年三月、採用指標の見直しを行い二十一指標とし、四月公表分(十四年一月分)から新系列に移行した。

平成二十一年九月公表分(二十一年四(六月分)から、

それまでのDIからCIを中心とした公表に変更した。

平成二十四年三月公表分(二十三年十～十二月分)から新系列に移行し、あわせて本県の第十四循環の景気基準日付を確定した。

群馬県景気動向指数の推移(平成二十二年＝一〇〇)

区分	二季七月	八月	九月	一〇月	十一月	十二月
先行指数	一〇五・一	一〇二・七	一〇二・六	一〇一・五	一〇一・六	九九・三
一致指数	一〇五・一	一〇五・七	一一一・〇	一一五・九	一二〇・六	一二三・二
遅行指数	一〇六・三	一〇五・五	一〇三・七	一〇七・三	一〇八・六	一〇九・八

四 群馬県産業連関表

国及び他都道府県と足並みを揃える形で、平成二年度から、五か年事業として産業連関表の作成に着手した。特別調査等を経て、七年三月、速報の公表に続き、本県初の産業連関表「産業連関表からみた県経済の構造(二年群馬県産業連関表)」を作成・公表した。

七年産業連関表では、平成十二年三月、「産業連関分析事例集」(慶應義塾大学に委託)を併せて作成・公表するとともに、同年十一月、雇用表(産業連関表付帯表)を作成・

公表した。

平成十七年産業連関表は、十八年度に作成のための基礎資料として商品流通調査を実施し、二十二年五月に作成・公表した。

五 全国消費実態調査(基幹統計)

この調査は、全国の世帯について、家計収支及び資産・負債を総合的に調査し、所得、消費、資産の水準、構造及び分布等を明らかにすることを目的として、昭和三十四年の第一回調査以来五年ごとに実施した。

家計収支及び貯蓄等の推移

年次	年間収入 (千円)	年間支出 (円)	貯蓄現在高 (千円)	負債現在高 (千円)
平成一六年	六七〇四	三二七、五二	一五、八七八	四九八〇
二二年	六三四九	二九四、三九一	一四、八七九	五、〇八七

六 群馬県消費者物価指数

群馬県消費者物価指数の作成にあたっては、昭和四十五年四月から高崎市ほか八市町を対象として群馬県小売物価統計調査を開始し、その結果に前橋市、安中市、草津町

で行っていた国小売物価統計調査結果を加えたものの平均価格を基礎として、四十六年一月から毎月作成、公表した。平成七年、十二年、十七年に基準改定を行った。

本指数は、平成二十三年三月分の公表をもつて終了し、以後は総務省が公表している消費者物価指数のうち、「前橋市の消費者物価指数」を県として公表することとした。

消費者物価指数の推移

(平成十七年＝一〇〇)

年次	総合	食料	住居	光熱	被服	雑貨
平成一四年	一〇〇・八	一〇〇・六	九九・四	一〇〇・〇	一〇六・五	九九・一
一七年	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
二二年	九九・三	一〇三・八	九八・〇	一〇四・九	九八・九	一〇三・〇

第四項 労働・社会生活統計

一 毎月勤労統計調査(基幹統計)

この調査は、雇用、給与及び労働時間について毎月の変動を明らかにし、労働・経済政策の基礎資料を得ることを目的としている。

本調査は戦前から実施しているが、社会経済の変化に対応するため、数次にわたり改正が行われた。最近では、平成五年の改正において、パートタイム労働者についての調査項目を追加した。

給与等の年次別推移

年次	産業計(常雇五人以上)		産業計(常雇三〇人以上)	
	現金給与 総額(円)	出勤 日数	現金給与 総額(円)	出勤 日数
平成二四年	三三七,九三九	一九八	三三二,四九四	一九七
一九年	三〇三,三五	一九五	三三二,二七九	一九六
一三年	三〇〇,九五八	一九二	三三二,二九一	一九〇

二 就業構造基本調査(基幹統計)

この調査は、我が国の就業・不就業の基本的構造を全国及び地域別に明らかにし、各種行政施策の基礎資料とすることを目的として、昭和三十一年から概ね三年ごとに実施していたが、五十七年以降は、五年ごとに実施した。

第一次・第二次・第三次産業別十五歳以上人口の推移

(単位 千人)

無業者	業者				一五歳以上人口	男女計	調査年
	分類不能	第三次産業	第二次産業	第一次産業			
空	八	六五	三三	空	一〇四	計	平成十四年
二三	四	三九	二六	三	六五	男	
四七	四	二九	二二	三	四九	女	平成十九年
六五	二〇	六三	三五	五	一〇四	計	
一四	二	三〇	二四	三	六七	男	平成十九年
四	九	二五	九	六	四九	女	

※ 単位未満を四捨五入したので、表中の総数欄及び計欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。

三 社会生活基本調査(基幹統計)

この調査は、国民(十五歳以上)の生活時間の配分及びスポーツ、学習・研究、趣味・娯楽、社会的活動その他国民の自由時間における主な活動について調査し、社会生活の実態を明らかにすることを目的として、昭和五十一年の第一回調査以来五年ごとに実施した。

年次	一日の生活時間(週全体)の推移 (単位 時間、分)	
	一次活動	二次活動
平成十八年 二十三年	一〇・四四 一〇・四三	うち睡眠 七四五 七四四 七一一 六五五 うち仕事 三・五六 三・四四 うち学業 〇・三九 〇・四〇

年次	三次活動		
	うちテレビ新聞等	うち趣味	うちスポーツ
平成十八年 二十三年	六・〇五 六・二三	二・二五 二・二三	〇・四〇 〇・四二 〇・二六 〇・二五

※ 一次活動⇨睡眠、食事など。二次活動⇨仕事、学業、家事など。三次活動⇨テレビ、新聞、休養、趣味など。数字の単位未満については、四捨五入を原則としたため、二十四時間とされない場合がある。

年次	一年間の種類別行動者率 (単位 %)				
	スポーツ	学習・研究	趣味・娯楽	社会的活動	旅行・行楽
平成十八年 二十三年	六五・五 六三・七	三三・二 三二・三	八四・七 八四・四	三〇・三 二九・二	七五・八 七四・二

※ 複数回答であるため、各項目の合計は一〇〇%を上回る。

第五項 学事統計

一 学校基本調査(基幹統計)

この調査は、学校に関する基本的事項を把握し、教育行政上の基礎資料を得ることを目的として、昭和二十三年から毎年実施した。

学校種別・年度別学校数・児童・生徒数等の推移

年度	小 学 校			中 学 校		
	学校数(校)	児童数(人)	教員数(人)	学校数(校)	生徒数(人)	教員数(人)
平成二四年 二三年	三三四 三四三	二〇三五〇 一五、八六四	六七三五 七〇七六	一八五 一七八	六三、八二六 五八、七四八	四二八四 四〇九二

年度	高 等 学 校		
	学校数(校)	生徒数(人)	教員数(人)
平成二四年 二三年	八七 八一	六二、六八〇 五三、九三九	四一八二 三八八八

※ 本表は、国立・公立及び私立と合わせた数値である。

二 学校保健統計調査(基幹統計)

この調査は、児童・生徒及び幼児の発育並びに健康状態

を明らかにして、学校保健行政上の基礎資料とすることを目的として、昭和二十三年から毎年実施した。

体位の年次別推移

区 分	身長(cm)		体重(kg)		座高(cm)	
	平成二四年	二三年	一四年	二三年	一四年	二三年
小 学 校	二歳	一四五四	二六九	二六四	二二〇	六四九
	六歳	一四六八	二五九	二五六	二二四	六四五
中 学 校	四歳	一六五二	二六五	二六四	二二七	六四七
	七歳	一五八〇	二五八	二五八	二二二	六四三
高 等 学 校	女	一七〇四	二七〇	二七〇	二二七	六四七
	男	一五八〇	二五八	二五八	二二二	六四三

第六項 統計思想の普及

一 統計書の編さん

統計資料の広範な有効利用を促進するとともに、統計思想の普及啓発を目的として各種統計資料の編さんを行った。その主なものとして、「統計年鑑」については毎年、「統計

ぐんま」については毎月、それぞれ刊行した。

また、「統計資料室」を設置し、各種統計資料を収集・整備した。

二 群馬県統計大会の開催

統計業務に対する認識を高めるとともに、統計思想の普及啓発を目的として、統計功労者や統計グラフコンクール入賞者等の表彰を主な内容とした、群馬県統計大会を関係者の参加のもと、毎年盛大に開催した。

三 統計グラフコンクールの開催

統計思想の普及啓発と統計の表現技術の研鑽に資するため、毎年、統計グラフの群馬県コンクールを開催し、広く県内の小・中学校、高等学校の児童、生徒及び一般から作品募集を行った。

なお、優秀な作品については、毎年、全国コンクールに出品した。

四 群馬県統計情報提供システムの運用

平成十二年五月から運用を開始した統計情報提供システムについては、その後のシステム老朽化に伴い、二十二年

に「利用者が分かりやすく検索でき」、「素早く簡単に情報を発信でき」、「安定稼働でより低コスト」なシステムの構築を行い、二十三年度から新システムへ移行した。

第八章 土地・水対策室

第一節 組織等の変遷

第二項 土地・水対策室

平成十八年四月、地域創造課の業務のうち土地利用及び水資源対策を主として担当するために設置された組織である。

組織の構成は、室長以下二グループ（土地利用グループ、水循環グループ）体制で発足、平成二十年四月の係制導入にあたって、水循環グループを水資源係に改称した。

平成二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の室長は、次のとおりである。

次長	土地・水対策室長 (三名)	土地利用係	大規模土地開発、国土利用計画、土地利用基本計画、公有地の拡大、土地取引規制、地
----	------------------	-------	---

	水資源係 (四名)	
	価調査、地価公示 水資源計画の策定、水資源の確保対策、水循環の促進対策、水源の保全対策、地下水の利用対策、発電用施設周辺地域対策	

職名	在職期間	氏名
土地・水対策室長	自平成一八・四・一 至平成二二・三・三一	中野三智男
〃	自平成二二・四・一 至平成二三・三・三一	小池 常夫
〃	自平成二三・四・一 至	原澤 隆

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 土地利用規制等対策

一 土地利用計画

国土を限られた資源と捉え、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とした国土利用計画の第四次全国計画が、平成二十年七月に閣議決定された。計画内容は、基準年次を十六年、目標年次を二十九年とし、新たな基本方針として、①土地需要の量的調整、国土の有効利用 ②「安全・安心」、「循環・共生」、「美しさ」の重視 ③国土利用の総合的マネジメントにより、より良い状態で国土を次世代へ引き継ぐ「持続可能な国土管理」を目指すこととした。

一方、第三次全国計画まで策定していた県計画については、全国計画や県総合計画を基本としながら、土地利用基本計画を適切に運用していくことに対応し、策定しないこととした。これを受けて土地利用基本計画書について、人口減少及び少子高齢化の進行など社会経済情勢等の変遷を踏まえ、平成二十四年三月に十四年ぶりとなる改定を行った。

平成二十四年三月末現在の土地利用基本計画における地域区分は次表のとおりである。

土地利用基本計画図 地域区分面積(五地域区分の面積)

区 分	面積(千ターレ)	県土面積に対する割合(%)
都市地域	一九三、八八九	三二・五
農地地域	三三七、三四〇	五・四
森林地域	四四、五五〇	六・七
自然公園地域	八九、三三三	一四・〇
自然保全地域	七、六四五	一・二
五地域計	一、〇四一、七五七	一六・三九
白地地域	一、六七一	〇・三
計	一、〇四四、四二八	一六・四二
県土面積	六三六、二三三	一〇・〇

国土利用計画法においては、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ることを目的として、土地取引の規制に関する措置を定めた。

土地取引の規制に関する措置は、全国一般的に適用される事後届出制と、地価の上昇の程度に応じて区域や期間を限定して適用される①注視区域制度(事前届出制) ②監視区域制度(事前届出制) ③規制区域制度(許可制)から構成されている。本県においても、地価の下落が続いていたことから、事後届出制が創設された平成十年以降から二十四年に至るまで、県内全域において事後届出制が適用されている。

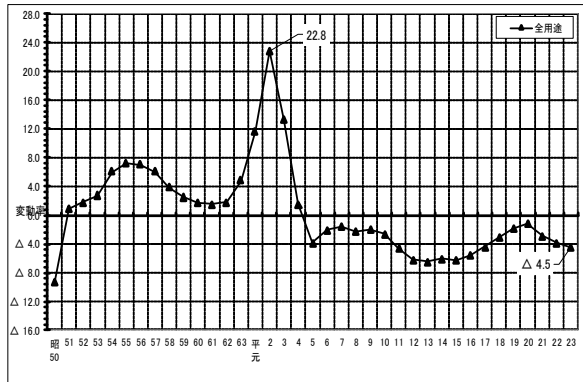
二 地価調査等の実施

地価調査は、国が行う地価公示とあわせ、国土利用計画法による土地取引価格の審査の規準とするほか、一般の土地取引価格につ

いて指標を提供し、適正な地価の形成に寄与することを目的としており、毎年一回基準日（七月一日）における基準地の標準価格を判定し、公表した。

本県の地価は、平成五年に不動産バブル崩壊の影響で下落が始まって以降、一貫して下落し続けてきた。十三年以降に持ち直しの動きが現れ、二十年

地価調査の対前年平均変動率の推移(%)



地価調査では全用途平均でマイナス一・二%まで下落率が縮小した。しかし、同年発生したリーマンショックを機に、再度下落傾向が加速し、二十三年地価調査ではマイナス四・五%まで下落幅が拡大した。

三 大規模土地開発事業対策

大規模土地開発事業については、昭和四十八年七月に「群馬県大規模土地開発事業の規制等に関する条例」を制定し、開発区域が五畝以上のものを対象に災害発生防止、公共・公益施設の不備による弊害の発生防止、安全で良好な環境の確保等を図り、適正な開発のための規制と誘導を図った。

近年における事前協議の受理件数は次表のとおりである。

開発事業の内容別にみると産業廃棄物施設三件、宗教施設一件、別荘施設一件となっている。長引く景気低迷を反映して、年度あたり一件程度となっている。なお、ゴルフ場の協議は、平成五年以降ない。

大規模土地開発事業 年度別事前協議受理件数

年度	産廃施設	その他
14		
15		
16	1	
17		1
18		
19	1	
20		
21	1	1
22		
23		

第二項 水資源対策

一 健全な水循環の促進対策

水は、絶えず地球上を循環し、生活用水、工業用水、農業用水、発電用水等として活用されている。また、森林や農地等には水源かん養機能が備わっており、ダム等の水資源施設とともに水資源の安定供給に重要な役割を果たしていることから、流域一体となつて、健全な水循環系の構築に取り組む必要がある。

こうした流域意識を形成するため、東京都との間で平成十年度に設立した「利根川水系上下流交流事業実行委員会」において、夏休みを利用した小学生とその保護者による県内のダム見学会や、東京都の水道関連施設の見学会など、各種交流事業を実施し、相互理解を深めた。

また、「水の日」(八月一日)の関連行事として、水の大切

さや健全な水循環系の重要性の理解を深めるため、「ぐんまウォーターフェア」を毎年実施し、水の総合的な展示会を実施した。

二 水行政の総合調整

(一) 水資源開発基本計画

「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」が平成二十年七月に全部変更され、水需要の見直し、供給目標の変更等が行われた。二十一年三月に一部変更され、八ッ場ダムの事業目的に「発電」が追加された。

(二) 八ッ場ダム建設事業

「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」が、平成十六年九月と、二十年九月の二回に渡つて変更され、目的、事業費、工期等の変更が行われた。

平成二十二年九月国土交通大臣の「ダム事業の検証に係る検討」指示により、「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が設置され、その後十回の幹事会において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施細目」に基づく検証が行われた。二十三年十一月、関東地方整備局事業評価監視委員会において、建設事業を「継続」することが妥当であるとする対応方針が示され、同年十二月に事業継続するとの対応方針が決定された。

(三) 県有水源の譲渡

戸倉ダムは、首都圏の都市用水の新規開発等を目的に建設が進められていたが、水需要の伸びの鈍化等により、平成十五年に事業中止が決定された。建設事業に参画していた渋川市、高崎市の水源を確保するため、十八年に県の保有する矢木沢ダムの夏水水源を通年化し、渋川市(毎秒〇・〇九八立方メートル)、高崎市(毎秒〇・〇一四立方メートル)に譲渡した。倉渕ダムは、洪水被害の軽減や高崎市の水道用水の確保等を目的に建設が進められていたが、近年、大規模な水害が発生していないこと等により、平成二十二年に県公共事業再評価委員会において、事業中止の方針が決定された。高崎市の水源を確保するため、二十三年度に県の保有する矢木沢ダムの水源(毎秒〇・〇七〇立方メートル)を譲渡する手続を行った。

(四) 渇水対策

渡良瀬川では、平成十四年、十六年、十七年、二十三年と相次いで渇水が発生し、渡良瀬川水利用使用調整連絡会議において、取水制限の実施を確認した。利根川本流では、取水制限に至る渇水は発生しなかった。

三 発電用施設周辺地域整備対策

発電用施設の設置及び運転の円滑化を目的とする水力

発電施設周辺地域交付金等、六つの交付金は、平成十五年に「電源立地地域対策交付金」に統合され、公共施設整備に加え、地域活性化事業も追加されたほか、交付対象地域も発電施設近隣から立地市町村全域地域に拡大されたことにより、地域の自主的な選択による事業実施が可能となるとともに、使途の拡充が図られた。

一方、水力発電施設周辺地域交付金の交付期間は三十年間とされており、昭和五十六年の制度開始から三十年が経過する平成二十二年度に、対象発電所の大半が交付打ち切りとなってしまう予定であった。交付金がなくなると、大きな財政問題になることから、水力発電施設を抱える全国の市町村で構成するダム・発電関係市町村全国協議会は、二十一年に交付期間の延長等を求める緊急決議を採択し、経済産業大臣に提出。翌二十二年、県及び同協議会群馬県支部も、交付金の恒久化等を求める要望を国等に対して行うなど、強く働きかけを行った結果、二十三年度から十年間の交付期間延長が実現した。

第九章 世界遺産推進課

第一節 組織等の変遷

第一項 世界遺産推進課

平成十五年八月に県が発表した富岡製糸場を世界遺産にする研究プロジェクトをうけて、十六年四月企画分野新政策課の課内室として世界遺産推進室が設置され、十九年四月には課内室から独立した室となった。十九年十一月には、機構改革により企画部世界遺産推進室となり、二十一年四月に世界遺産推進課が成立した。二十四年三月現在の組織、分掌事務、職員数及び歴代の課長等は次の通りである。

世界遺産推進課長	登録推進係 (四名)	世界遺産登録推薦書の作成、構成資産の保存、予算・経理・庶務
	地域連携係	

(四名)	団体との連携、県民運動、普及啓発

職名	在職期間	氏名
世界遺産推進室長	自平成一九・四・一 至平成二一・三・三一	松浦 利隆
世界遺産推進課長	自平成二一・四・一 至	松浦 利隆

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 世界遺産登録の推進

- 一 世界遺産登録の推進
- (二) 世界遺産登録への期待

世界遺産とは昭和四十七（一九七二）年ユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」に基づき、人類全体のために保存する必要があるとして「世界遺産一覽表」に記載されたものであり、文化遺産、自然遺産、複合遺産に分類される。日本はこの条約を平成四年に締結した。十五年に県が富岡製糸場を世界遺産にするプロジェクトを開始した時点で、世界遺産は七五四件、国内の世界遺産は文化遺産九件、自然遺産二件の計十一件であった。文化遺産の内、富岡製糸場のよなな産業遺産はヨーロッパを中心に登録されており、国内では近代以前の産業遺産として「石見銀山」の登録準備が進められていた。世界遺産登録は貴重な文化財を最高レベルで次世代に引きつぐための制度であると同時に、県民の郷土への誇りの醸成、県の知名度アップ、地域の活性化の核としても期待されるものであった。

（一）登録推進活動の開始

県は平成十六年四月に世界遺産推進室を発足させると、世界遺産に関する基礎研究や情報収集を進める一方、具体的な取り組みの第一歩として、同年十一月学識経験者等からなる「富岡製糸場世界遺産登録推進委員会」を設置し、富岡製糸場を核としたストーリーと産業遺産構成の検討を開始した。また、当時片倉工業株式会社が所有していた富岡製糸場が、国の文化財指定を受けるための協議や調

査を開始した。この結果、富岡製糸場は十七年七月史跡指定、十八年七月には主要な建造物が重要文化財に指定された。

さらに、産業遺産の価値の理解を促すには解説が有効であると考へ、平成十八年から解説指導員を富岡製糸場に配置し、解説ボランティアの育成をスタートさせた。

（二）暫定一覽表記載

世界遺産に登録されるためには、まず各国が定める世界遺産候補リスト（暫定一覽表）に記載される必要がある。日本では暫定一覽表の記載は、平成十三年に記載された「平泉」まで文化庁が選定していた。しかし、国内での世界遺産への関心の高まりを受けて、文化庁は十八年九月自治体に「世界遺産暫定一覽表記載資産候補に係る提案書」の提出を求めた。これを受け県では富岡製糸場と県内の絹産業遺産を組み合わせ、県内八市町村と共同で「富岡製糸場と絹産業遺産群―日本産業革命の原点―」の提案書を提出した。平成十九年一月には全国から応募があつた二十四件の中から選ばれた四件の内の一つとして、世界遺産登録暫定一覽表に記載されることが決まり、正式に国内候補として認められた。

暫定一覧表に記載された構成資産

種別	資産名	所在市町村
養蚕	薄根の大クワ	沼田市
養蚕	荒船風穴	下仁田町
養蚕	栃窪風穴	中之条町
養蚕	高山社発祥の地	藤岡市
養蚕	富沢家住宅	中之条町
養蚕	赤岩地区養蚕農家群	六合村
製糸	甘楽社小幡組倉庫	甘楽町
製糸	旧富岡製糸場	富岡市
流通	碓氷峠鉄道施設	安中市
流通	旧上野鉄道関連施設	富岡市・下仁田町

(資産名・市町村名は平成十九年当時)

(四) 登録推進を巡る動き

平成二十年六月には知事と県議会議長がパリを訪問し、松浦晃一郎ユネスコ事務局長とユネスコ日本政府代表部近藤誠一大使に世界遺産登録に向けた協力要請を行い、推薦書作成に関する助言を受けた。

そうした中、平成二十年七月のユネスコ世界遺産委員会で審議された「平泉」が登録延期になり、以後文化庁や世界遺産関係者から、比較研究や構成資産の関連性、資産精

選の重要性が叫ばれることになった。また、平泉の登録延期を受け文化庁が平泉の登録を優先する方針を採ったことと、二十四年以降の文化遺産の推薦は、年に一国一件と化したことから、ユネスコへの推薦を巡る国内での競争が激しくなった。

県ではこれらの情報を共有するため平成二十年七月に世界遺産関係市町村長会議を開催、九月には県と関係市町村からなる群馬県世界遺産推進連絡会議を創設した。

庁内では全体での取り組みを推進するため、平成二十一年四月、庁内各部の主管課長で構成する企画会議に世界遺産登録推進部会を設置した。

(五) 推薦書の作成

世界遺産登録を巡る状況が厳しくなる中、県は平成二十一年七月、世界遺産、近代史、建築史の学識経験者五名からなる「群馬県世界遺産学術委員会」を設置し、世界遺産としての顕著な普遍的価値や構成資産の検討を開始した。県はこの学術委員会をその後二か月に一回のペースで開催し、ユネスコに提出する推薦書の作成にも着手した。また、二十二年二月、同年十一月、二十三年十月には、ユネスコの諮問機関である国際記念物遺跡会議（イコモス）や、産業遺産の審査に影響を持つ国際産業遺産保存委員会（ティッキ）から、世界遺産や産業遺産の専門家を招き、学術委員を交

えて議論する国際専門家会議を開催した。二十三年一月にはこれら会議の出席者から高く評価された田島弥平旧宅について、伊勢崎市が県と連携して世界遺産登録を進める事を決定した。

平成二十三年十月に開催した第十三回群馬県世界遺産学術委員会兼第三回国際専門家会議において、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の顕著な普遍的価値を「世界の絹の大衆化に貢献した生糸生産に係る技術革新と国際的な技術交流」を体現した資産群であるとし、構成する資産は「富岡製糸場」「田島弥平旧宅」「高山社跡」「荒船風穴」の四資産とすることとした。

これに先立ち、平成二十三年七月には県内に残る絹産業遺産や文化を県が登録して保存活用する「ぐんま絹遺産」の取り組みをスタートさせた。ぐんま絹遺産は同年度末までに二回の登録を行い、養蚕、製糸、織物、流通、研究機関、祭礼など五十八件が登録された。

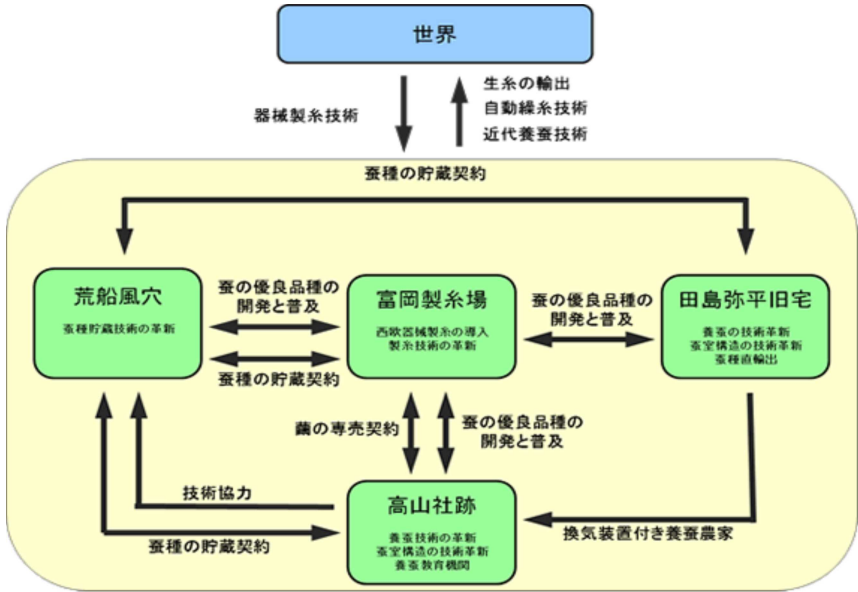
(六) 保存管理体制の構築

世界遺産の構成資産となるためには文化財保護法による保護が必要であり、高山社跡(平成二十一年七月)、荒船風穴(二十二年二月)が国史跡に指定され、田島弥平旧宅も指定を目指して準備が進んだ。県ではこれらの保存修理のために、国の文化財保存事業費補助金の継ぎ足しとして「群

馬県文化財保存事業費補助金」を交付した。国の補助対象にならない小規模な修理や整備事業、調査等に対しては、十九年に「絹産業遺産公開促進事業補助金」を創設、二十年には「世界遺産関係市町村総合支援事業補助金」として拡充した。さらに、二十三年に「ぐんま絹遺産保存活用総合支援補助金」に制度を改め支援を行った。世界遺産は構成資産の周辺を保全するための緩衝地帯設定が求められているため、二十一年「緩衝地帯設定緊急支援補助金」を創設し市町村を支援した。この結果、構成資産所在四市町の緩衝地帯保全が、景観計画と景観条例を用いて同一歩調で進められることになり、県は資産と緩衝地帯を総合的に保存するための「包括的保存管理計画」策定を進めた。

平成二十四年三月には文化庁の近藤誠一長官が来県し、富岡市での講演の中で、「国内の暫定一覧表記載資産群の中で『富岡製糸場と絹産業遺産群』が推薦書提出に向け先頭集団を走っており、早い時期に推薦が可能である」との高い評価を示した。これを受け、県は、二十四年度のユネスコへの推薦書提出を実現するために、推薦書の完成度の向上と、保存管理体制の構築を一層加速させることになった。

構成4資産の関係図



二 県民と連携した登録推進活動

県が富岡製糸場を世界遺産にするための研究プロジェクトを開始した平成十五年当時は、まだ、県民の世界遺産や産業遺産に対する関心や理解が高かったわけではない。そこで、県では県民に理解してもらい、県民の手で普及啓発を行うつもりであることを目的に、十六年「富岡製糸場世界遺産伝道師養成講座」を開催した。同年八月にはこの講座の受講生たちが「富岡製糸場世界遺産伝道師協会」(以下「伝道師協会」)を結成し、世界遺産普及啓発活動を開始した。伝道師協会は県と連携して県内外のイベントで普及啓発活動を実施すると同時に、駅での解説やパンフレット配布、学校での活動などに熱心に取り組んだ。その回数は二十三年度は年間延べ三百回を数えた。

一方、構成資産候補がある市町村でも絹に関する産業遺産の保存活用を目指す県民団体が前後して組織された。富岡市では富岡製糸場に関する学習活動をしていた「富岡製糸場を愛する会」が、平成十六年二月に活動目的を富岡製糸場の世界遺産登録とし事務局・組織体制を整えた。また、伊勢崎市では十七年十二月島村地区で「ぐんま島村蚕種の会」が設立され、十八年四月には六合村に「赤岩伝統的建造物群保存活性化委員会」が設立された。

平成十九年四月には以上の四団体に桐生市の「本一・本

二まちづくりの会」(十二年設立)、高崎市の「よみがえれ！新町紡績所の会」(十七年設立)を加えた六団体が「シルクカントリーぐんま連絡協議会」を結成し、連携して世界遺産登録や絹文化の保存活用に取り組むことになった。二十年度には「高山社を考える会」が発足し協議会にも加盟し、構成団体は七団体となった。

県は伝道師協会とシルクカントリーぐんま連絡協議会の事務局を務め団体の活動を支援した。また、平成十九年には「県民と歩む世界遺産推進事業補助金」を創設し、これら県民団体への支援を行った。

これらの団体は普及啓発パンフレットの作成、県や地元新聞社と連携して商業施設でのイベントなどを実施し、「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録に向けた普及啓発、県民意識醸成のために大きく貢献した。